

国税庁レポート 2021

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許さない状況が続いています。このため、国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方に対しては、納税の猶予制度を御案内するなど、今後も納税者の皆様の実情に耳を傾け、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、納税者の皆様がよりスムーズ・スピーディに申告や納税の手続きを行っていただけるよう、納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、納税環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。また、我が国は申告納税制度ですので、税制や税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼が何よりも大切です。

こうした観点から、国税庁としては、目指すべき行政の姿についても明らかにしていくことが重要であると考えており、平成29年6月に「税務行政の将来像」を公表し、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱とする「スマート税務行政」を目指し、様々な取組を進めてきました。

さらに、本年6月には、経済社会の変化やデジタル技術の急速な進展を踏まえ、目指すべき将来像の内容をアップデートした「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」を公表し、デジタルを活用して国税に関する手続きや業務の抜本的な見直しに取り組んでいくこととしています。また、「将来像2.0」においては、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指す方針を示しました。

納税者の利便性の向上に向けた具体的な取組としては、e-TaxなどICTを活用した申告・納税等の税務手続きについて、サービスの充実に努めています。

例えば、所得税の確定申告手続きについては、本年1月からマイナンバーカードを利用してマイナポータルを活用することにより、生命保険料控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書へ自動入力することが可能となりました。今後、対象となる控除証明書等の種類は順次拡大していく予定です。また、スマートフォンによる申告・納税手続きの拡充にも努めており、これらの取組により、e-Tax申告・納税等がますます便利になりますので、是非、皆様に御利用いただきたいと思っております。

また、納税者の皆様に税制について理解していただくためには、必要な情報を適時に提供していくことが重要であると考えています。

令和5年10月から導入されるインボイス制度につきましては、本年10月から適格請

求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様には制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただけるように周知広報に取り組んでいます。

このため、国税庁ホームページにインボイス制度の特設サイトを開設し、制度を解説した動画、各種パンフレットやQ&Aを掲載するほか、全国どこからでも参加できるオンライン説明会の開催や事業者向けの説明会への講師派遣などを実施しています。

適正・公平な課税・徴収の実現への取組の面では、納税者の権利・利益の保護を図りつつ、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者に対しては組織的に厳正な対応を行っています。

経済取引のグローバル化・デジタル化が一層進展する中で、課税・徴収は複雑・困難化していますので、資料・情報の積極的な収集・活用に努め、ICT等を活用しながら、課税・徴収の効率化・高度化を進めています。

国際的な取引についても、租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換の充実や執行体制の整備・拡充を図り、課税・徴収上、問題があると認められる租税回避行為などについては、積極的に調査・徴収等を行っています。

このように、国税組織を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成13年に「国税庁の組織理念(国税庁の使命)」が制定されてから約20年が経過したことから、国税庁では、新たな「国税庁の組織理念」を本年4月に制定しました。

国税庁の使命・任務を果たすため、新たな組織理念の下、「信頼で 国の財政を支える組織」を目指し、国税職員が力を合わせて「使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル」として日々の職務を遂行してまいります。

国税庁に課された使命は重大であります。この使命を今後とも着実に果たしていくために、将来の経済社会の在り方を十分に見据えながら、不断に業務改革を推進し、組織を進化すべく様々な課題に取り組んでまいりたいと考えています。

この「国税庁レポート2021」が税務行政に対する皆様の御理解を深める一助になれば幸いです。

令和3(2021)年6月

国税庁長官 **可部 哲生**

CONTENTS

納税者の皆様へ	1
---------	---

I 国税庁について 5

1 国税庁の組織理念	5	(6) 政策評価と税務行政の改善	8
2 税務行政の運営の考え方	7	コラム1 国税庁が掲げる「税務行政の将来像」	8
(1) 納税者サービスの充実	7	3 国税組織の概要	9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実	7	(1) 国の収入と税	9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済	7	(2) 国税庁の予算と定員	9
(4) 酒税行政の適正な運営	7	(3) 国税組織の機構	10
(5) 税理士業務の適正な運営の確保	8		

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組 11

1 情報提供等	11	4 キャッシュレス納付の推進	26
(1) 国税庁ホームページ	11	5 マイナンバー制度への取組	28
(2) 租税教育	13	(1) マイナンバー制度の概要	28
(3) 講演会	14	(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応	28
(4) 説明会	14	(3) マイナンバーカードの普及促進	29
(5) 税務相談	15	(4) 法人番号の付番機関としての対応	29
コラム2 税務相談チャットボットの導入	16	6 行政サービスのデジタル化の推進	31
(6) 事前照会	17	コラム6 内部事務のセンター化	34
コラム3 新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応	18	7 適正な源泉徴収制度の運営	34
2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）	20	8 消費税法改正への対応	35
コラム4 e-Taxの利便性向上	21	(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式	35
コラム5 大法人はe-Taxによる申告が義務化	22	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組	35
3 確定申告	23	9 関係民間団体との協調	36
(1) ICTを利用した申告の推進	23		
(2) 多様な納税者ニーズへの対応	25		

III 適正・公平な課税・徴収 37

1 適正・公平な課税の推進	37	(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理	45
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項	37	3 国際的な取引への対応	45
(2) 調査以外の手法の活用	39	(1) 背景	45
(3) 資料情報	40	(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組	45
コラム7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた調査事務運営	40	① 情報リソースの充実	45
(4) 査察	40	② 調査マンパワーの充実	49
2 確実な税金の納付	42	③ グローバルネットワークの強化	49
(1) 自主納付態勢の確立	42	(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	51
(2) 滞納の整理促進への取組	42	4 各国税務当局との協力	52
(3) 集中電話催告センター室	44	(1) 開発途上国に対する技術協力	52
(4) インターネット公売	44	(2) 国際会議への参加	54

IV 権利救済

55

- (1) 再調査の請求 56
- (2) 審査請求 56
- (3) 訴訟 56
- (4) 権利救済の状況 57

V 酒類行政

58

- 1 酒類業界の状況 58
 - (1) 国内市場の状況 58
 - (2) 日本産酒類の輸出の状況 59
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響 59
- 2 国税庁の取組 60
 - (1) 国内消費回復の取組 60
 - (2) 海外需要の開拓 61
 - (3) ブランド化・酒蔵ツーリズムの推進 62
- コラム8 日本産酒類のブランド化・酒蔵ツーリズム推進事業 63
- コラム9 ジャパニーズウイスキーの表示に関する自主基準制定について 65
- (4) 技術支援 65
- (5) 中小企業対策 66
- (6) 酒類の公正な取引環境の整備 66
- (7) 社会的要請への対応 67

VI 税理士業務の適正な運営の確保

68

- 1 税理士の業務と役割 68
- 2 税理士会等との連絡協調 68
 - (1) 書面添付制度の推進 68
- (2) e-Taxの利用促進 69
- 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施 69

VII 政策評価の実施

70

VIII 資料編

72

- 租税収入・予算 72
- 申告・課税状況 72
- 調査状況 73
- 国際課税 74
- 滞納状況 74
- 査察 74
- 権利救済 75
- 税務相談 75

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の組織理念

国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。



国税庁

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として 目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような使命と任務を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICT(Information and Communication Technology)を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。

(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素化・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分には当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その状況を含め調査必要度が低いと判断された法人の調査事務量をより調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化(特に輸出促進)に取り組みます。
- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示(GI)の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や安全性の確保等に取り組みます。

- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況等の実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合には、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応えるため、20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知の徹底や酒類容器のリサイクル等のための取組の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

コラム

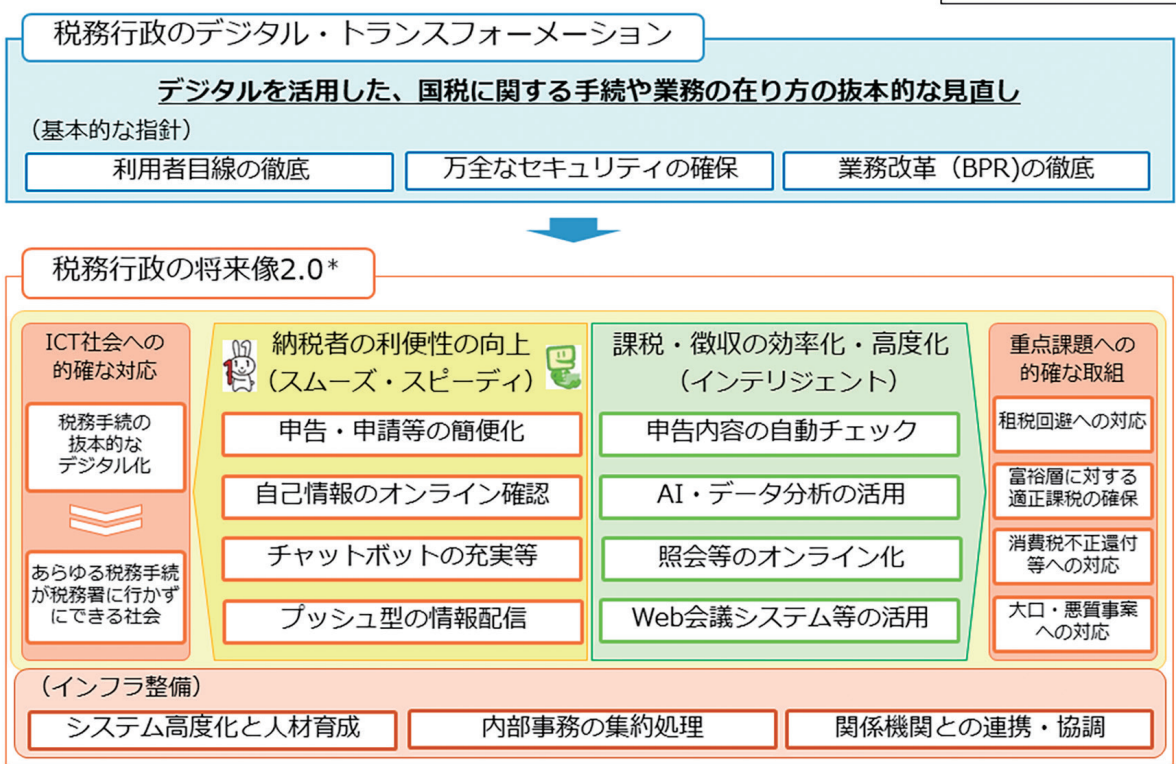
国税庁が掲げる「税務行政の将来像」

国税庁では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱として、デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション)に取り組んでいます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/index.htm>) をご覧ください。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

令和3年6月「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」より



* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものです。

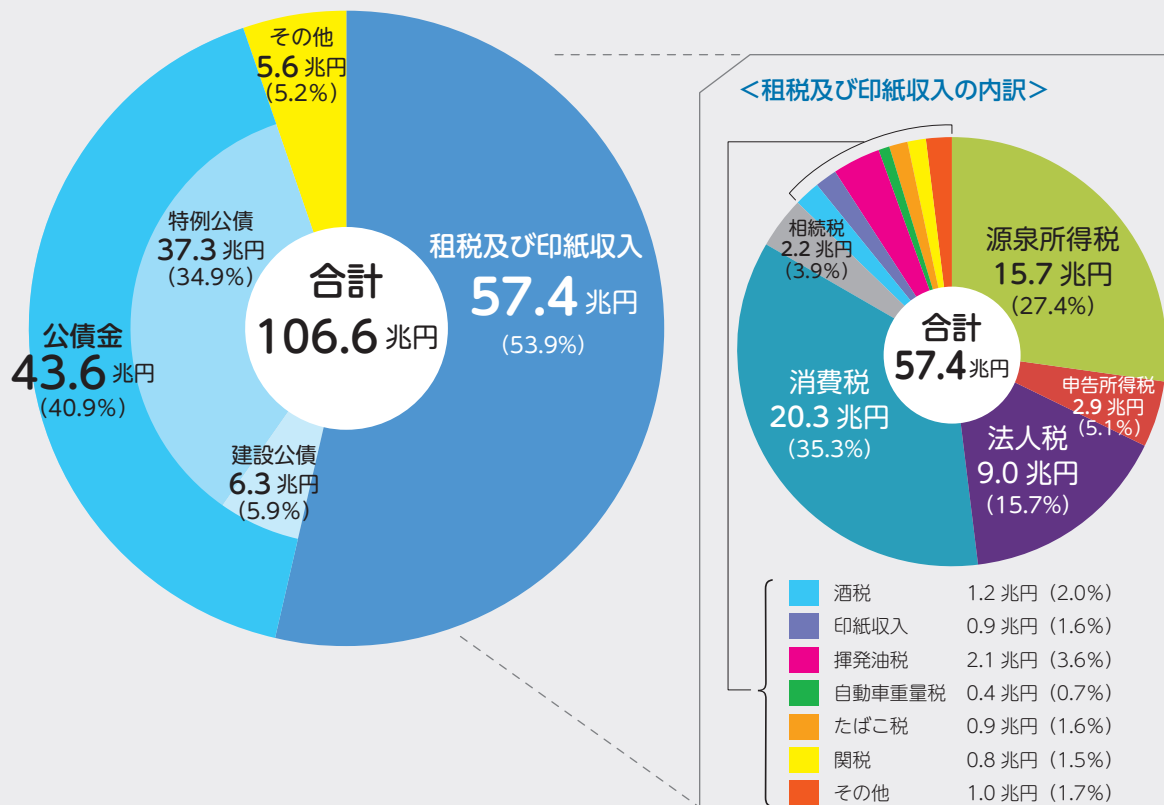
3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

令和3(2021)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間106兆6,097億円です。そのうち57兆4,480億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

■ 国の収入(令和3(2021)年度一般会計歳入(当初予算))



※1 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならぬ借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

※3 国の支出については、財務省ホームページ「日本の財政を考える」(<https://www.mof.go.jp/zaisei/index.htm>)をご覧ください。

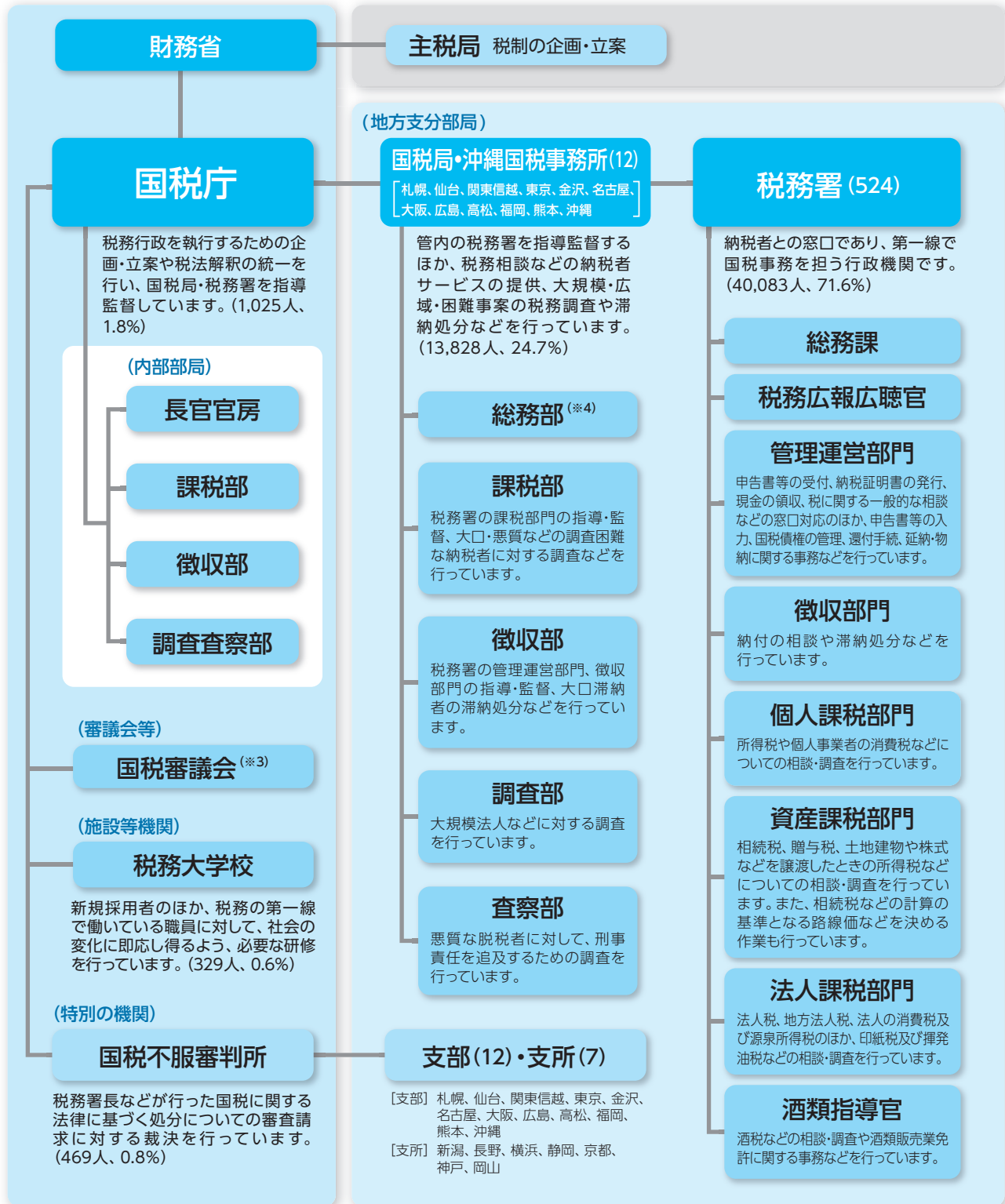
(2) 国税庁の予算と定員

令和3(2021)年度の国税庁関係当初予算額は6,365億円で、人件費は5,566億円、一般経費は799億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元(1989)年に消費税が導入されたことなどに伴い増加し、平成9(1997)年度に平成元(1989)年度以降のピークを迎え5万7,202人となりましたが、令和3(2021)年度は5万5,954人となっています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。^(※1, 2)



※1 各部署の人数、%は、令和3(2021)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税庁の定員55,954人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

※4 令和3(2021)年7月に業務センター室(仮称)(以下「業務センター」といいます。)を設置します。詳しくは、コラム6(34ページ)をご覧ください。

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくこと（いわゆる「税務コンプライアンス¹⁾」）が必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています（令和2(2020)年度アクセス件数3億1,827万件）。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ ホームページによる分かりやすい情報提供 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めています。

また、高齢の方や障害のある方を含めて、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、文字拡大・音声読み上げ機能にも配慮したコンテンツを提供するように努めています。

なお、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能（レスポンシブWebデザイン）により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

¹⁾ 「税務コンプライアンス」とは、税務について経営責任者が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和3(2021)年6月現在のものです。



- 1 サイト内検索**
国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能
- 2 文字拡大・音声読み上げ**
高齢の方や視覚に障害のある方のためのサポート機能
- 3 グローバルナビゲーション**
各種情報への入口となる案内表示
- 4 緊急のお知らせ**
災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示
- 5 新着情報**
新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示
- 6 注目ワード**
国税庁ホームページ内で注目してもらいたい情報に関するワードを表示
- 7 分野別メニュー**
アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示
- 8 税務署を検索**
郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能
- 9 SNS等**
国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示
- 10 バナー**
国税庁が作成したバナーを集約して表示
- 11 サイトマップ**
国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組
 徴収 適正・公平な課税・権利救済
 酒類行政
 税理士業務の適正な運営の確保
 政策評価の実施
 資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

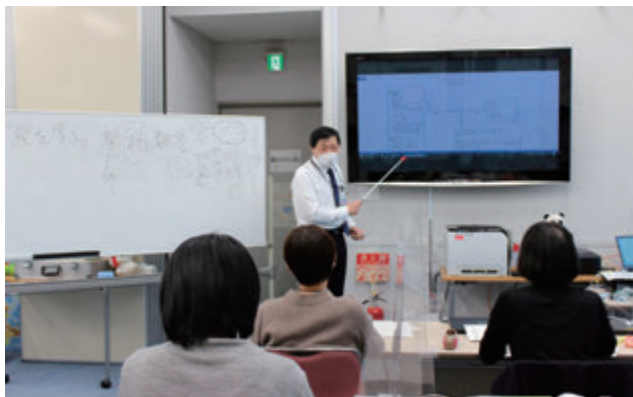
国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。税に関する作文については、例年多くの応募をいただいております。優秀賞の表彰や作文朗読会等を実施しています。

また、学習指導要領の改正、主権者教育¹の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

なお、児童・生徒等が自ら租税の意義や役割を学習できるよう国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/>)を設けています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



作文朗読会の模様

■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和元年度	令和2年度
職員	8,770人	5,359人
職員以外	35,297人	17,482人
合計	44,067人	22,841人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	令和元年度	令和2年度
高校生	214,421編	160,184編
中学生	578,204編	313,725編

¹ 「主権者教育」とは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることです。

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。今年のテーマは「審査請求制度の変遷」と題して、令和2(2020)年10月1日から令和3(2021)年9月29日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学租税史料コーナー(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>)をご覧ください。



租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和元年度	令和2年度
開催回数	1,810回	632回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

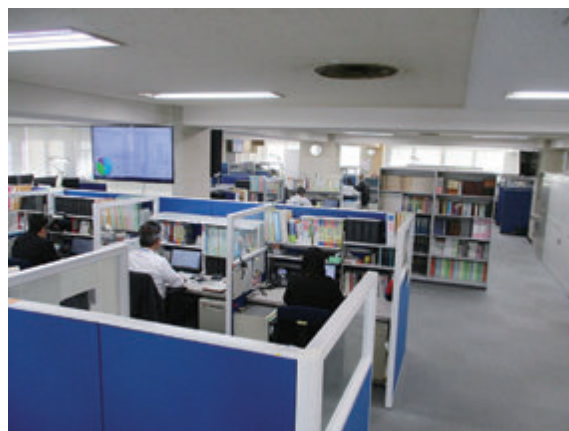
	平成30事務年度	令和元事務年度
開催回数	46,750回	31,706回
参加人員	1,772千人	1,142千人

(5) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

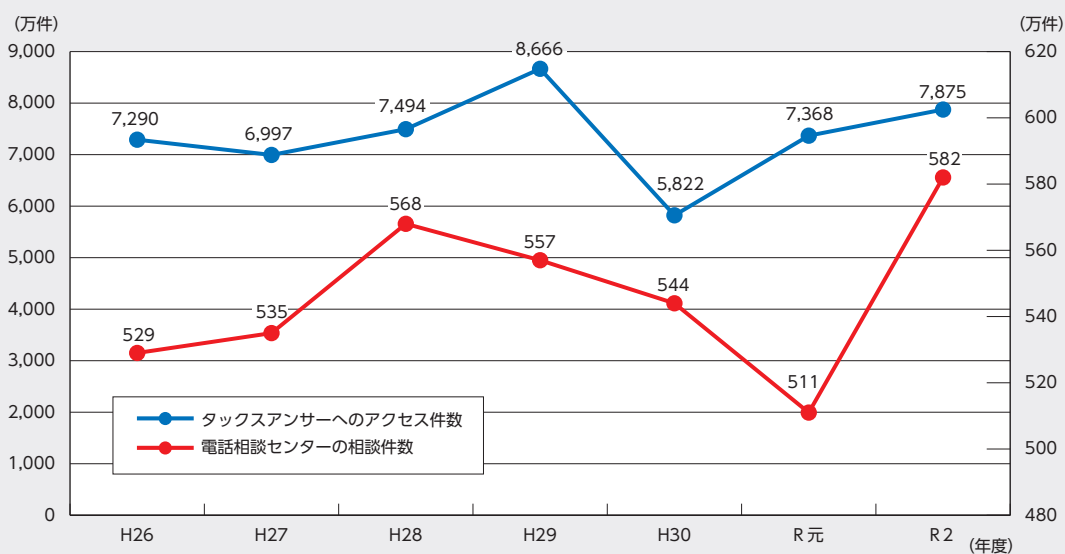
国税に関する一般的な質問・相談は、各国税局に設置する電話相談センターにおいて、国税局の職員が集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も受け付けています。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)により情報提供を行っています。



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談内容については、所轄の税務署において面接にて相談を受け付けています。

なお、面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するために十分な面接時間を設ける必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

税務相談チャットボットの導入

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を令和2(2020)年度から国税庁ホームページに導入しています。

1 チャットボットとは

「チャットボット」とは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉でAI(人工知能)を活用した会話プログラムをいいます。税に関する質問をメニューから選択するか、自由に文字入力することにより、AIを活用して自動回答します。

2 税務相談チャットボットをご利用いただく

税務相談チャットボットをご利用いただくことにより、税に関する疑問を日時によらず気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ、より短時間でたどり着くことができます。

3 使いやすく便利に

今後も、利用者の方からいただいたご意見・ご感想やAIの学習を通じて、より使いやすく便利に改善していきます。

所得税の確定申告や年末調整に関するご質問にお答えします。



税務職員ふたば

■ チャットボットへの質問件数

(万件)

	令和元年分 確定申告	令和2年分 年末調整	令和2年分 確定申告
質問件数	37	25	420

■ 税務相談チャットボットのイメージ



(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

この事前照会のうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>)において公表しています。

また、文書による回答事例のほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となるものについても、質疑応答事例として国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>)に掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和元年度	令和2年度
受付件数	115件	115件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和元年度末	令和2年度末
掲載件数	1,968件	1,985件

被災した納税者などへの対応

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域を対象として、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税等の確定申告の申告・納付期限を一律延長することとしました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への納税の猶予制度の案内をしています。詳しくは、コラム3(18ページ)をご覧ください。

災害などにより被害を受けられた方への対応に当たっては、引き続き、被害を受けられた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談などの対応を行います。

災害により被害を受けた場合の主な制度

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免除により所得税を軽減することができます。

災害に関する税制上の措置などの周知

災害により被害を受けられた方の税制上の措置(手続)などについては、災害発生後速やかに、パンフレットや国税庁ホームページ、Twitterなどを通じて周知・広報を行っています。

なお、手続の詳細や上記以外の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>)をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応（令和3（2021）年5月31日現在）

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われているところです。

国税庁においては、申告相談や税務調査等の納税者等と対面によって対応する場合には、手洗い・うがい・マスク着用等の感染防止策と咳や発熱等の症状のある者による対応の禁止を徹底し、感染拡大防止に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、Twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行っています。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止に御理解と御協力をお願いします。

1 所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れることから、令和2（2020）年分確定申告においては、外出をせずともスマートフォン等から申告できるe-Taxの利用を従来以上に呼び掛けるとともに、公的年金を受給されている方を主な対象として令和3（2021）年2月16日より前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図りました。

また、確定申告会場のレイアウトを大幅に見直してソーシャルディスタンスを確実に確保するとともに、会場内の混雑回避を徹底するために、会場への入場には、入場できる時間を指定した整理券（オンラインによる事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施しました。その上で、来場者にマスク着用をお願いするとともに、検温を実施し発熱等がある方については後日の来場をお願いするといった感染予防への協力をお願いし、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を行いました。

なお、令和3（2021）年2月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3（2021）年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、令和2（2020）年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について同年4月15日（木）まで延長することとしました。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税を利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年5月31日（月）、消費税については同年5月24日（月）にそれぞれ延長しました。

2 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記1の延長の対象ではありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、個別の申請により延長が認められます。

3 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、令和2（2020）年4月30日に成立・施行した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」により創設された「納税の猶予の特例（特例猶予）」などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

特例猶予の申請期限は令和3（2021）年2月1日に終了しましたが、申請期限が過ぎた後においても、既存の猶予制度を活用できるよう税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁

■ 納税の猶予制度の特例措置の適用状況

	令和2年4月～ 令和3年2月 ^{※1、※2}	（参考）既存の猶予制度 平成30事務年度 ^{※3}
適用件数	322,801件	41,871件
適用税額	1,517,647百万円	69,487百万円

※1 令和3（2021）年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含みます。）され、令和3年3月31日までに許可したものです。

※2 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていません。

※3 職権による換価の猶予は除きます。

ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報など、様々なチャネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

なお、国税庁ホームページにおいて、猶予制度の詳細や申請方法を説明したYouTube動画等についてご案内しています。

詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)をご覧ください。

上記1～3の取扱いについては、よくある質問(FAQ)にまとめて、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>)に掲載して、周知を行っています。

4 酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施しました。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている料飲店等に対し、令和2(2020)年6月末を申請期限として、迅速かつ簡素な手続で料飲店等期限付酒類小売業免許を付与しました。この免許の免許期限については、免許付与後6か月としていたところ、最長で令和3(2021)年3月末まで延長しました。
- (2) 手指消毒用エタノールの需給状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、令和2(2020)年4月、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図りました。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリッツ等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとしました(令和2(2020)年4月21日)。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行っています。

- (3) 令和2(2020)年5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、酒税を課さないこととしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により酒類消費が低迷している酒類業界を支援するため、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション(地域での消費者向けイベント等)を展開したほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととしています。

こうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kansensho/index.htm>)をご覧ください。

2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税、石油ガス税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができます。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy)¹ 対応のATMを利用して行うことができます。

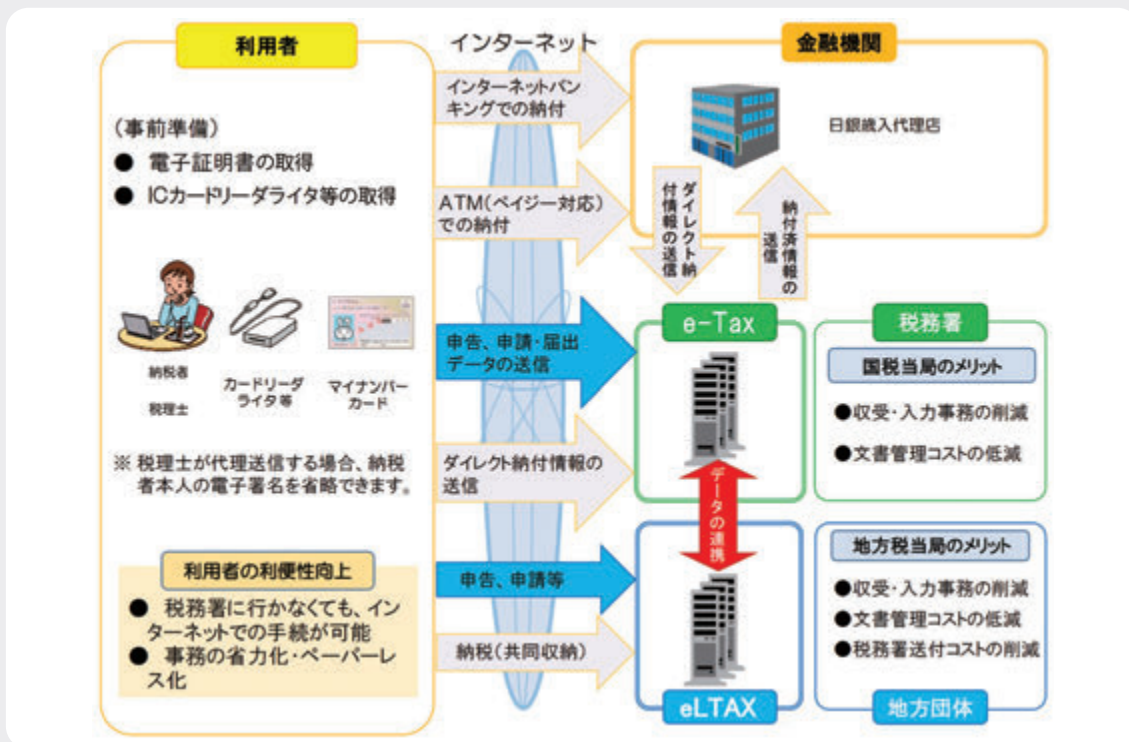
また、近年はスマートフォンが広く利用されていることから、スマートフォン専用画面を設けるなど、e-Taxが利用しやすいように環境整備をしています。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書収受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。また、e-Taxで提出された所得税申告書(決算書や明細書も含みます。)のデータについては、地方税当局に送信していますので、国税当局だけでなく、地方税当局の事務の効率化にも寄与しているところです。

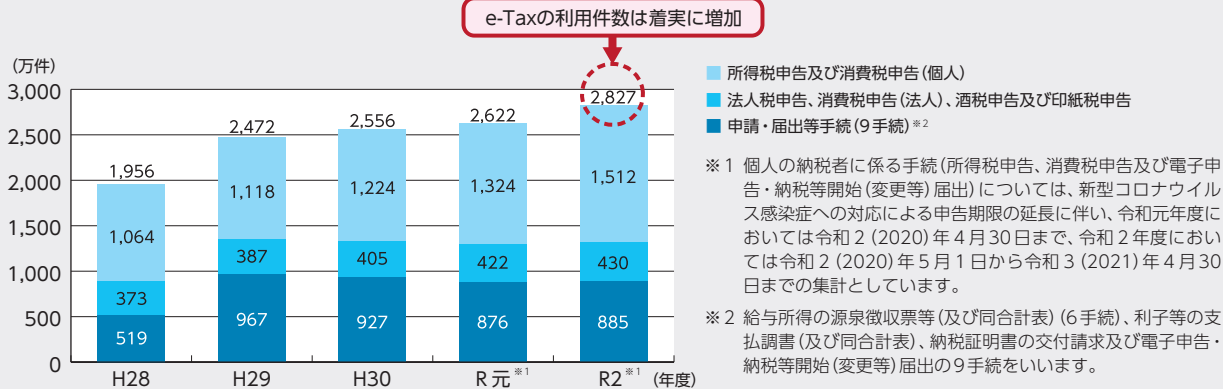
このため、国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

■ e-Taxの概要



¹ 「ペイジー (Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

e-Taxの利用件数



コラム 4

e-Taxの利便性向上

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策を導入しています。

1 法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上

法人税の申告手続においては、「大法人の電子申告義務化」(コラム5参照)に併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を図りました。

(1) データ形式の柔軟化【令和2(2020)年4月実施】

法人税申告において添付書類の一つである財務諸表について、CSV¹形式による提出を可能としました。

(2) 提出先の一元化(ワンスオンリー化)【令和2(2020)年4月実施】

法人税申告においてe-Taxにより財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要としました。

※法人税の申告に係るe-Tax利用の利便性向上策はほかにもあります。詳細は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>)をご覧ください。

2 e-Tax利用環境整備【令和3(2021)年1月実施】

Google Chrome及びMicrosoft Edgeのブラウザから、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーなどをご利用いただけるようにしました。

3 2次元バーコード認証等の導入【令和3(2021)年3月実施】

e-Taxソフトにおけるe-Tax送信やメッセージボックスの確認時に必要なマイナンバーカードによる認証において、これまでICカードリーダーが必要でしたが、パソコンに表示された2次元バーコードをスマートフォンで読み込むことで認証できるようにしました。

※スマートフォンには「マイナポータル」をインストールする必要があります。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、令和3(2021)年1月からタブレット端末での2次元バーコード認証に対応しました。

※詳細は、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/qrcode_login.htm)をご覧ください。



2次元バーコード認証の利用イメージ

1 CSV(Comma Separated Value)とは、エクセル等の表計算ソフトから作成可能で、互換性の高いテキスト形式のファイルをいいます。

大法人はe-Taxによる申告が義務化

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要となります。

この観点から、令和2(2020)年4月1日以後に開始する事業年度について、大法人(内国法人に限ります。)の申告書については、勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられました。

なお、この制度の導入と併せて大法人を含む全ての法人にe-Taxを利用していただくため、申告データを円滑に電子提出できるよう利便性向上施策を講じ、環境整備を行いました。

■ 制度の概要

1 対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは

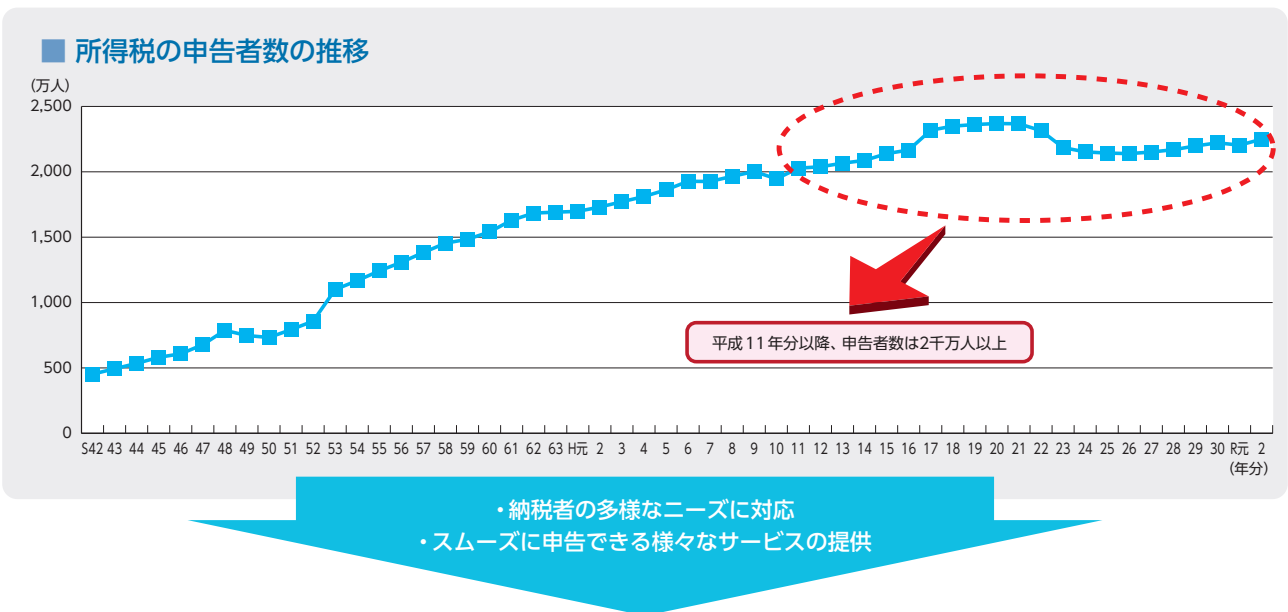
- 事業年度開始時における資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- 相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体

※ 具体的な内容は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,249万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和2(2020)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,249万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,301万人を超え、半数以上を占めています。

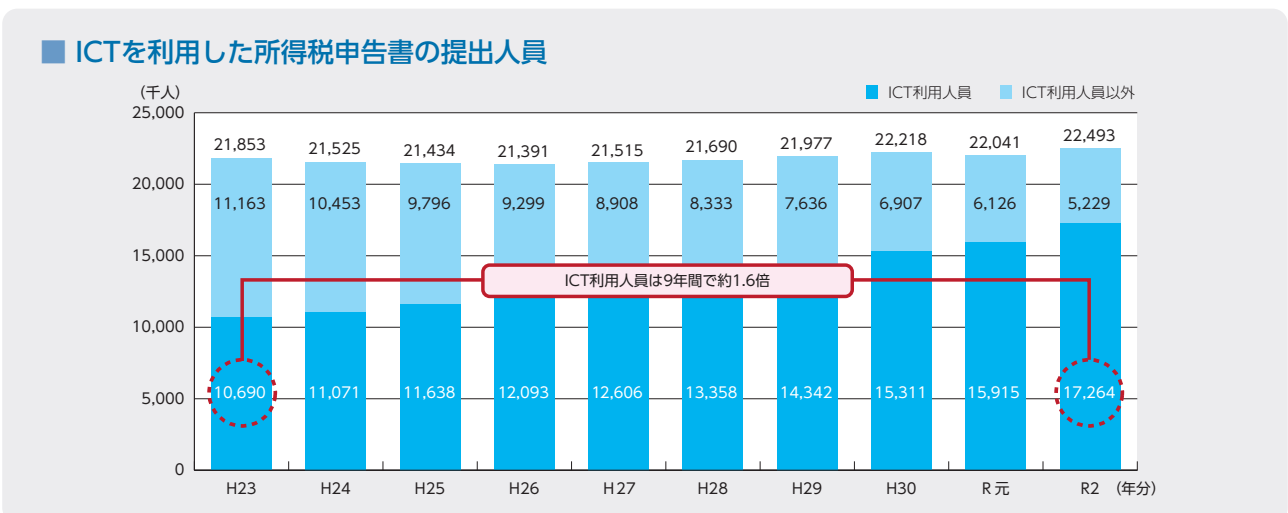


(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。



～ 「確定申告書等作成コーナー」はスマートフォンにも対応 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

なお、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報を一括取得し、該当欄に金額等が自動入力されます。

また、給与所得、雑所得、一時所得のある方はスマートフォンで見やすい専用の画面で所得税の確定申告書を作成することができ、作成した申告データはそのままマイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Taxで送信できます。

■ スマートフォンを利用した所得税申告について



スマホ専用画面イメージ

スマートフォンで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）で所得税の申告書を作成いただけます。

○スマホ専用画面の利用対象者

項目	令和2年分
収入	給与所得（年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上にも対応） 公的年金等、その他雑所得、一時所得の各所得がある方に対応
所得控除	全ての所得控除に対応
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額

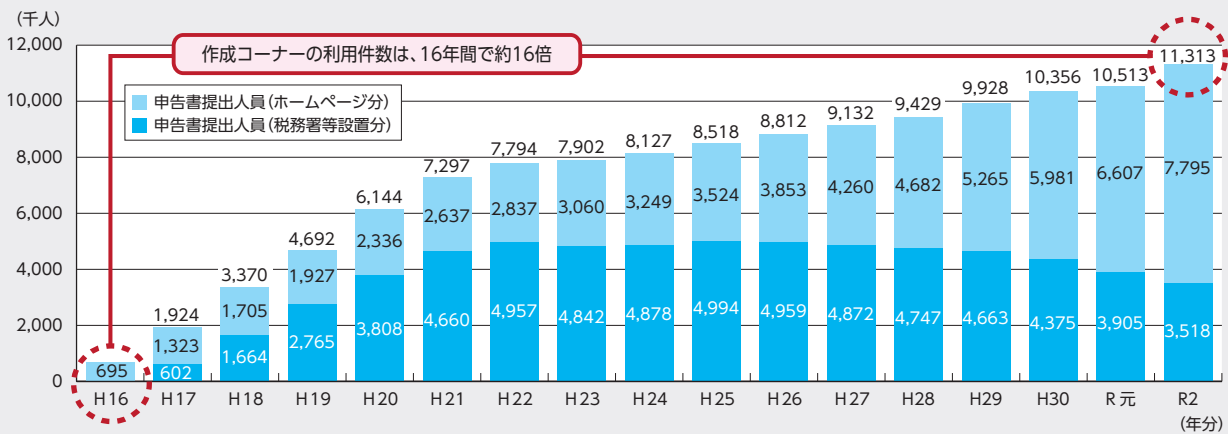
【参考】マイナポータル連携にも対応。
上記以外の収入、所得控除、税額控除等がある場合は、パソコンと同じ画面で作成可能。

～ 「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

令和2(2020)年分の確定申告期においては、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて1,131万件と、全提出人員の約50%を占めています。また、作成された1,131万件のうち、約169万件がスマートフォンで作成されています。

確定申告書等作成コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からのご意見、ご要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 平成30(2018)年分までは翌年3月末日まで、令和元(2019)年分及び令和2(2020)年分は翌年4月末日までに提出された計数です。税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

令和2年分の確定申告期においては、令和3(2021)年2月21日(日)と2月28日(日)に実施し、約13万件的所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、税務署から地方公共団体にその情報が提供されるため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等のデータを相互に提供するなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

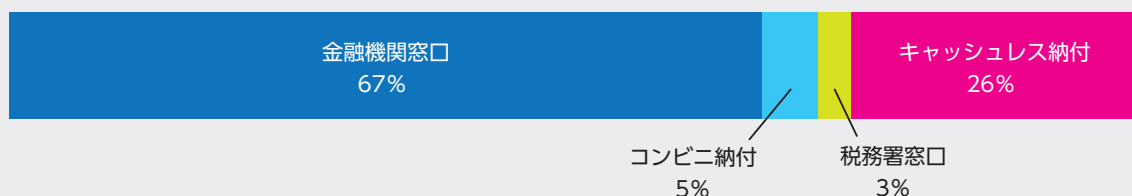
4 キャッシュレス納付の推進

～ 社会全体のコスト削減のため、非対面のキャッシュレス納付を推進 ～

国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関、コンビニや税務署の窓口で行われています。

納税者の利便性を向上させるとともに、金融機関等を含む社会全体のコストを削減する観点や新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、非対面のキャッシュレス納付を推進しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目標として設定し、利用勧奨等に取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和元(2019)年度実績(件数ベース)



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法のほかに、振替納税、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスによる納付や、QRコードを利用したコンビニ納付の導入といった納付手段の多様化などにより、納税者利便の向上を図っています。

個人納税者の方は、令和3(2021)年1月から、振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書がオンライン(e-Tax)で提出できるようになりました。

振替納税 ※申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能

振替納税は、納税者があらかじめ指定した預貯金口座からの口座引落としにより納付できる手続です。

税務署又は金融機関に振替依頼書を提出していただくか、e-Taxにより振替依頼書を提出いただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。

ダイレクト納付(国税ダイレクト方式電子納税) ※全税目で利用可能

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

電子証明書の添付やICカードリーダーが不要であり、特に源泉所得税を毎月納付している方に便利な手続となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 ※全税目で利用可能

ペイジー(Pay-easy)に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税ができます。ご利用に当たっては、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

クレジットカード納付 ※全税目で利用可能

クレジットカード納付は、専用のWeb画面(国税クレジットカードお支払サイト)において、納付に必要な情報を入力することにより、納付する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。

コンビニ納付 ※源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能

① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に読み取らせることで、レジでの納付ができます。

② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

(注)「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

5 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関となるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。

1. 公平・公正な社会の実現 給付金などの不正受給の防止

2. 国民の利便性の向上 面倒な行政手続が簡単に

3. 行政の効率化 手続を無駄なく正確に



(出典：内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>))

イ マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイト (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>) を設けてFAQなどを掲載しているほか、新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された方には、平成31(2019)年1月から、マイナポータル¹の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告などに係る情報や還付申告の処理状況などを確認できるようになりました。

また、令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書への自動入力ができるようにしました(マイナポータル連携)。今後、対象となる控除証明書などの種類は、順次拡大していく予定です。



～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書などの書類に番号が記載されることから、各人ごとの法定調書データの集約やそのデータと申告書とのチェックが、より正確かつ効率的に行えるようになり、また、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

(3) マイナンバーカードの普及促進

政府全体の方針である「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元(2019)年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に基づき、確定申告会場だけでなく税を考える週間など様々な機会において、地方公共団体と協力し「マイナンバーカード申請コーナー」を設置するなど、マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組んでいます。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所の開設届出書などを提出することとされている団体に対して、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づいて法人番号を指定し、通知しています。

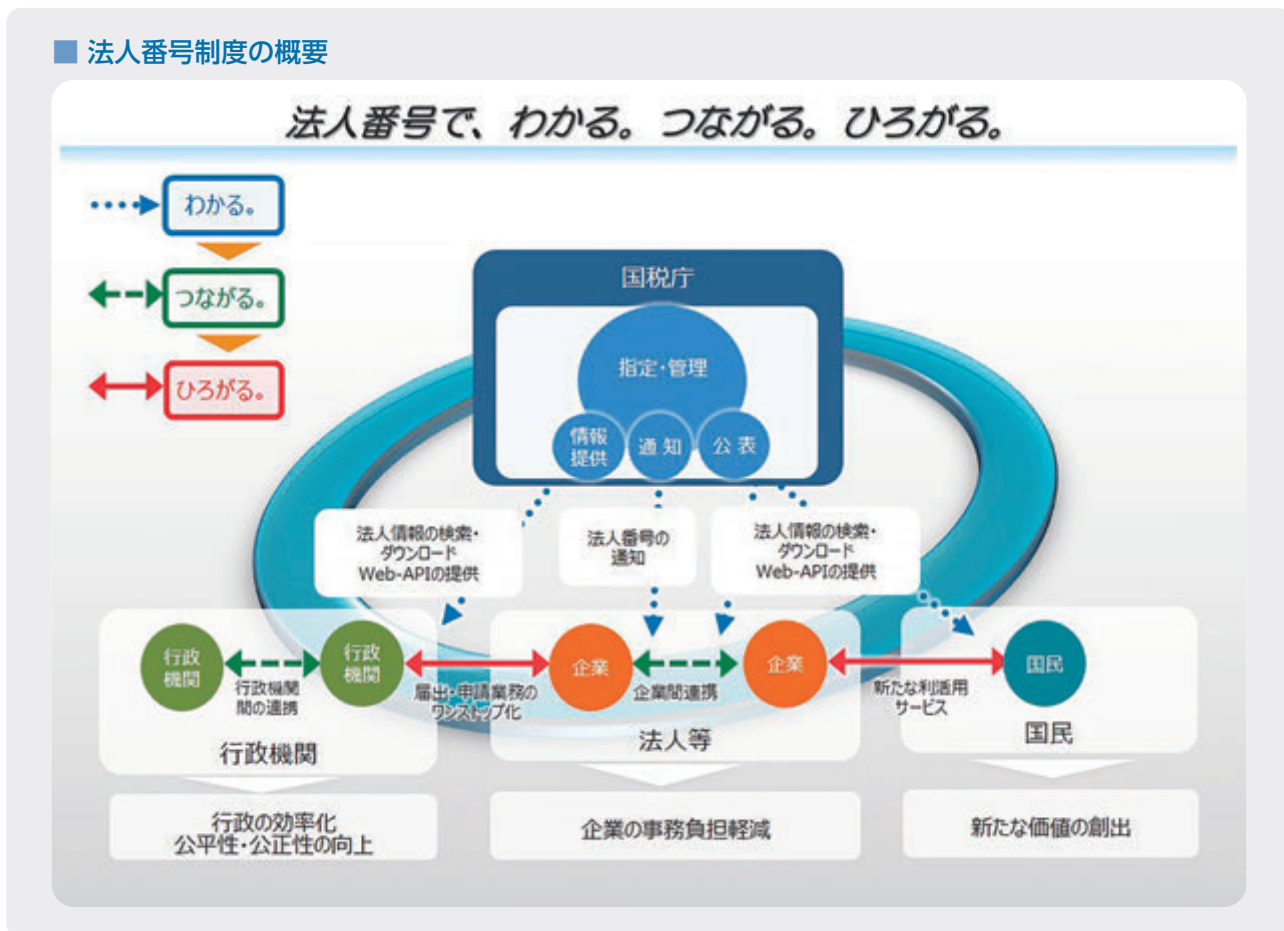
また、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報((i)商号又は名称、(ii)本店又は主たる事務所の所在地及び(iii)法人番号)を、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表しています。

¹ マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

国税庁法人番号公表サイトでは、法人等の基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API¹機能を提供しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることにより、法人番号の指定を受けることができます。

■ 法人番号制度の概要



～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

法人番号は、社会的インフラとして官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されているため、国税庁においては、利活用の推進に向け、国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組を実施しています。

新たな取組として、令和3(2021)年2月から、基本3情報の公表を1日1回から、1日2回に変更し、基本3情報をより速やかに公表しています。

また、同年3月から、データのダウンロード機能について、全国分の全件データを一括でダウンロードできるように変更しました。

¹ Web-API(Application Programming Interface)とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インターフェースをいいます。

～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

国税庁は、国連及び国際標準化機構 (ISO) から「発番機関コード」を取得しており、法人番号と組み合わせることにより、国際取引においても利用することができます。

また、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>) を開設し、公表を希望する法人等からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

6 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

政府全体の取組として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」に向けた重点計画を取りまとめた「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が令和2(2020)年7月に閣議決定され、更に、デジタル技術を活用した行政の推進についての取組を明記した「デジタル・ガバメント実行計画」が令和2(2020)年12月に閣議決定されました。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会のICT化・グローバル化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした各種計画や環境変化を踏まえ、国税庁においては、国民・事業者の目線に立ち、利用者の負担軽減や行政運営の効率化・高度化を図るための業務改革 (BPR)² を推進することとしています。

具体的には、手続のオンライン化や添付書類の省略を推進するとともに、政府全体の取組方針に沿って関係府省の一つとして、「社会保険・税手続のワンストップサービス」や「法人設立ワンストップサービス」など³の推進に取り組んでいます。「法人設立ワンストップサービス」を利用して設立登記を行った法人に対しては、法人番号指定通知書をオンラインで送信しています。

さらに、令和2(2020)年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」等において、全府省で行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しを行うこととされたことを踏まえ、国税庁においても、国税に関する申告や申請について、e-Taxによりオンラインで提出できる対象を拡充し、これまで必要とされた押印を原則として不要とする等の見直しを行いました。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「業務改革 (BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、[BPR]とは、Business Process Reengineeringの略です。

3 「社会保険・税手続のワンストップサービス」とは、これまで雇用主が従業員のライフイベント (採用、退職等) に伴い、行政機関ごとに提出が必要だった社会保険・税手続を、マイナポータルを通じて、一度で完了できるサービスです。将来的には、クラウドサービスの活用も予定されています。

「法人設立ワンストップサービス」とは、これまで行政機関ごとに提出が必要だった法人設立の際の各種手続を、マイナポータルを通じて、一度で完了できるサービスです。令和2(2020)年1月20日から開始され、令和3(2021)年2月26日からは法人設立に伴う全ての手続で利用可能です。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

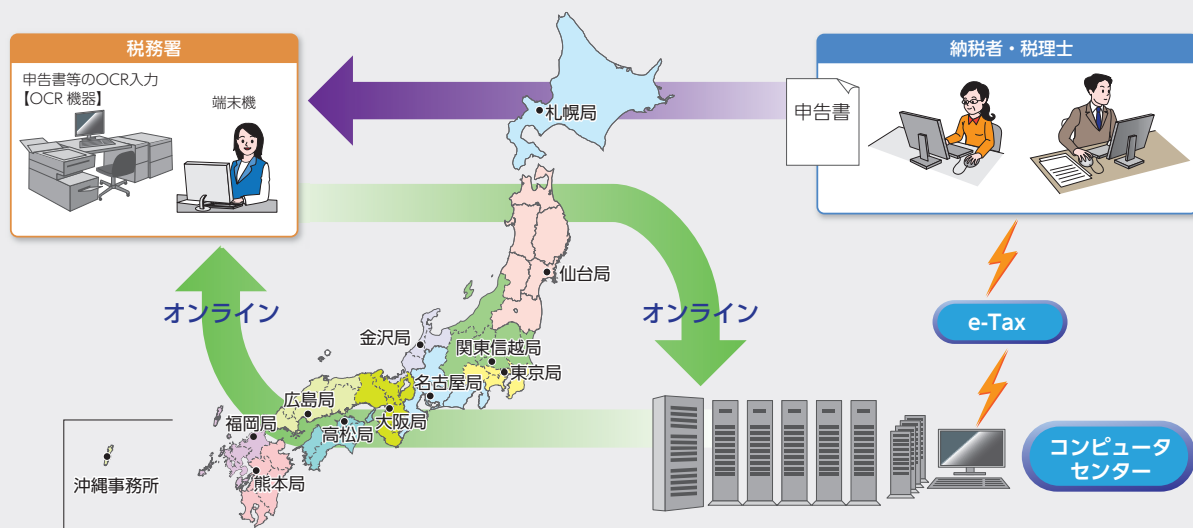
また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う情報システムをインターネットから分離するほか、セキュリティ監査を定期的を実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)¹ を構築し、平成 19 (2007) 年に ISMS 適合性評価制度に基づく認証 (ISO/IEC 27001・JISQ 27001² に基づく認証) を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和 2 (2020) 年には、法人番号の指定などを行うシステムのデータを保有するコンピュータセンターについても、同認証を取得しました。

国税総合管理 (KSK) システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



1 「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

2 「ISO/IEC 27001」とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成 17 (2005) 年 10 月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ 27001」とは、ISO/IEC 27001 に対応して、平成 18 (2006) 年 5 月に発行された国内規格です。

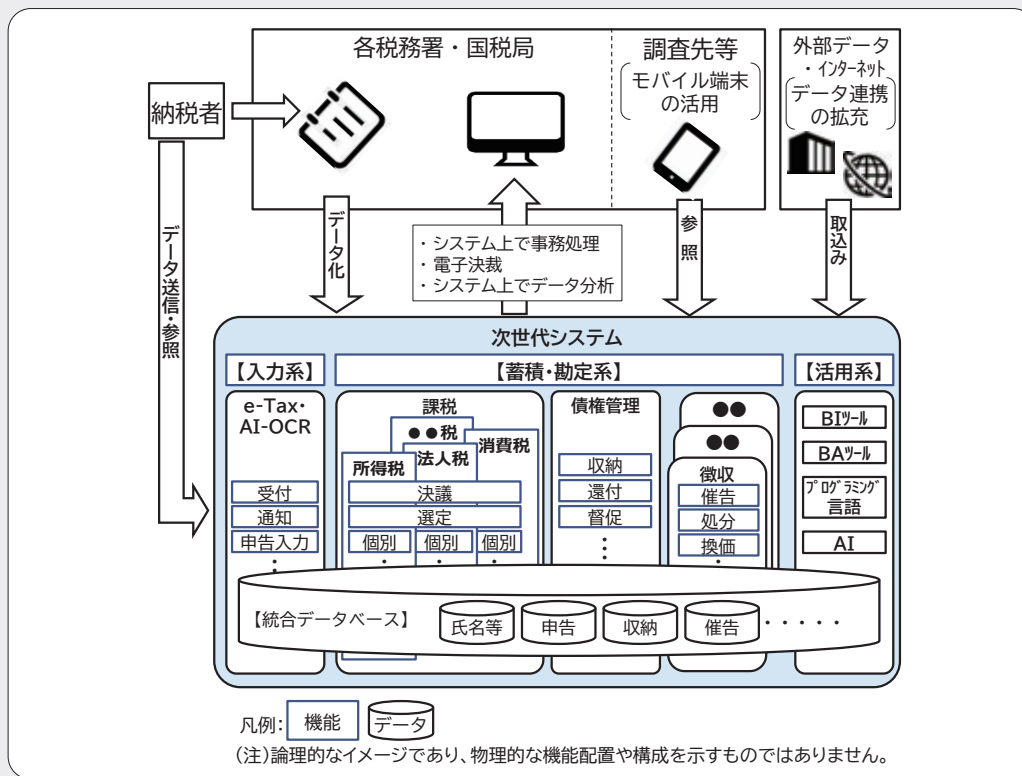
システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年度の本格導入に向けて、次世代システムの開発に着手しました。

次世代システムについては、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)、
 - ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)、
 - ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)、
- といったことをコンセプトとして開発を進めています。

■ 次世代システムのイメージ



情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

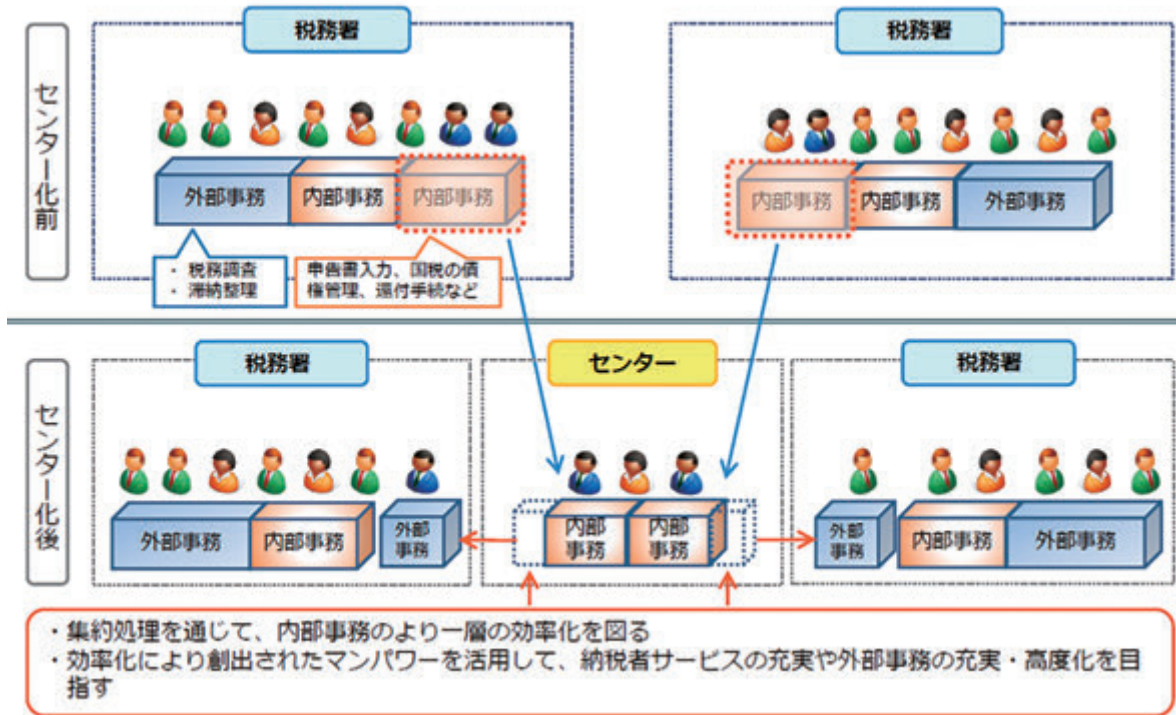
内部事務のセンター化

国税庁では、令和3(2021)年7月から国税局の組織として業務センターを設置し、一部の税務署を対象として、複数の税務署の内部事務をセンターで集約する、「内部事務のセンター化」を実施します。

集約の対象となる内部事務とは、申告書・届出書等の入力や審査、還付金の返還手続などです。

また、令和8(2026)年には全ての税務署を対象としたセンター化を実施することを予定しています。

センター化を通じて内部事務のより一層の効率化を図り、効率化により創出されたマンパワーを活用して、納税者サービスの充実や税務調査等の外部事務の充実・高度化を目指しています。



7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、各種手引・パンフレットの配布等や国税庁ホームページへの動画掲載などにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 消費税法改正への対応

(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、周知・広報や相談への対応に取り組んでいます。

イ 軽減税率制度の概要

令和元(2019)年10月の消費税率10%への引上げと同時に、日々の生活における負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除きます。)などに係る税率については8%とする消費税の「軽減税率制度」が実施されました。

■ 税率及び軽減税率の対象

消費税率等	標準税率は10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率の対象	① 酒類・外食を除く飲食料品の譲渡 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)の譲渡

ロ 適格請求書等保存方式の概要

令和5(2023)年10月からは、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。インボイス制度の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール

令和5(2023)年10月1日

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式
(いわゆるインボイス制度)

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

～ 転嫁に関する相談等への対応や酒類業者に対する指導等の実施 ～

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税です。

このため、事業者の方々が円滑かつ適正に消費税を価格に転嫁できることが重要であり、国税庁において、次のような取組を行っています。

- 各税務署の窓口(改正消費税相談コーナー)や電話相談センターにおいて、消費税の転嫁に関する相談・情報受付等に対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に関する相談・情報受付等に対応するほか、転嫁を拒否する行為等に対する必要な指導等を実施

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組やマイナンバー制度の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,700の会があり、会員数は約56万人です(令和3(2021)年3月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(<https://www.zenaioobr.jp>)をご覧ください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すること」を目的として結成された団体です。全国に481の会があり、会員数は約74万社です(令和2(2020)年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体です。全国に487の団体があり、会員数は約9万人社です(令和2(2020)年4月)。各間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(<https://www.kanzeikai.jp>)をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、全国に約1万8,000の組合があります(平成31(2019)年3月)。各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約13万人社です(令和3(2021)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<https://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H29	H30	R元
申告所得税		73	74	60
法人税		98	99	76
消費税		132	133	105
相続税		13	12	11

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H29	H30	R元
申告所得税		947	961	992
法人税		1,948	1,943	1,644
消費税		1,021	1,099	1,004
相続税		783	708	681

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

◎ 消費税の調査事例

- 虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上するとともに、架空の輸出売上げ(免税取引)を計上する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていた事実を把握
- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS :Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

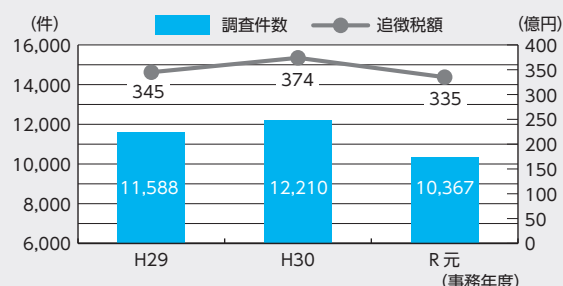
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 国外送金等調書を活用し、外国法人の株式の保有の事実を把握するとともに、配当及び株式譲渡益が無申告である事実を把握
- 租税条約に基づく情報交換制度によって、海外銀行の代表者名義預金に売上代金を入金させ、売上げを適正に申告していなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどの的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況 (所得税・相続税・法人税)



◎ 無申告の調査事例

- 社員が自身のホームページに企業広告等を掲載することにより得ていた収入(アフィリエイト収入)に関して、給与と合わせて確定申告をする必要があったが、無申告だった事実を把握
- インターネットを通じて物品を販売することにより多額の利益を得ていたが申告せず、その利益で運用した暗号資産の利益も一部しか申告していなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

近時、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、国内のみならず、国際的にも、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題として共通認識されています。

国税庁としては、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充しています。これにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/pdf/01.pdf)をご覧ください。

1 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと判断された大企業については、調査頻度を低くし、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減する効果が期待されます。

本取組における判定項目別の評価結果などの詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>)に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減する効果が期待されます。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(平成29(2017)年6月) (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>) を公表し、移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び行政の透明性の向上に努めています。

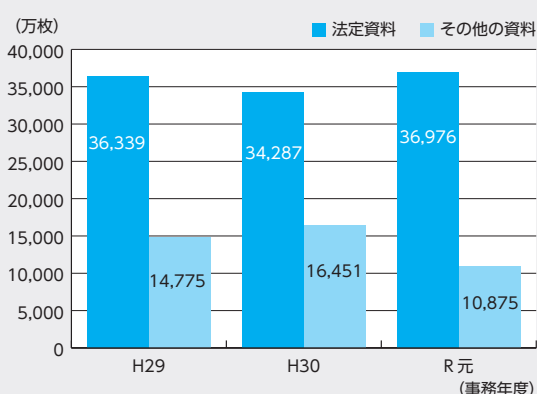
(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

なお、令和2(2020)年1月から施行されている資料情報の収集に係る法制度も活用して、資料情報の更なる充実に取り組んでいます。

■ 資料情報の収集枚数



コラム 7

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた調査事務運営

実地調査等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見極めつつ、納税者等の状況に即した対応を行うこととし、その実施に当たっては、納税者等の理解と協力を得た上で実施しました。

また、対面によらずに実施可能な事案においては、電話や書面による行政指導又は実地調査以外の調査により実施しました。

(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和2(2020)年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時に即した事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、消費税の輸出免税制度を悪用した不正受還付事案や海外法人に対して架空原価を計上した国際事案を告発したほか、いわゆる貧困ビジネスや訪日外国人旅行者に人気のリゾート地における不動産事案などを告発しました。

◎ 令和2(2020)年度の告発事例

在留外国人による消費税不正受還付事案を告発

在留外国人が消費税の輸出免税制度を悪用し、実際の取引に基づかない過大な金額の輸出免税売上及び仕入税額控除を故意に計上し、不正に消費税の還付を受けた消費税不正受還付事案を告発しました。

なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和元年度	150件	165件	116件	11,985百万円 (9,276百万円)	73百万円 (80百万円)
令和2年度	111件	113件	83件	9,050百万円 (6,926百万円)	80百万円 (83百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和元年度	内9 124件	内9 124件	100.0%	内4 5人	47百万円	15.5月	12百万円
令和2年度	内3 87件	内3 86件	98.9%	内2 6人	57百万円	14.1月	13百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和2(2020)年度中の主な判決

全国初の暗号資産事案に有罪判決

暗号資産取引により得た利益を申告から除外し、所得税を免れていたとして全国初の告発となった暗号資産事案に、懲役1年(執行猶予3年)及び罰金1,800万円の有罪判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅寝室ベッド下の収納スペースから現金を発見



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約 65.7 兆円 (年度内収納割合は 98.3%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和元(2019)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約 66 兆 8,000 億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約 65 兆 7,000 億円となっており、その収納割合は 98.3%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、納付の期限や納税資金の積立てに関する広報・周知を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

納期限の失念を防ぐとともに、計画的な納付を行っていただくため、振替納税やダイレクト納付を利用した予納などの多様な納付手段を導入し、積極的にご利用いただけるよう努めています。

また、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

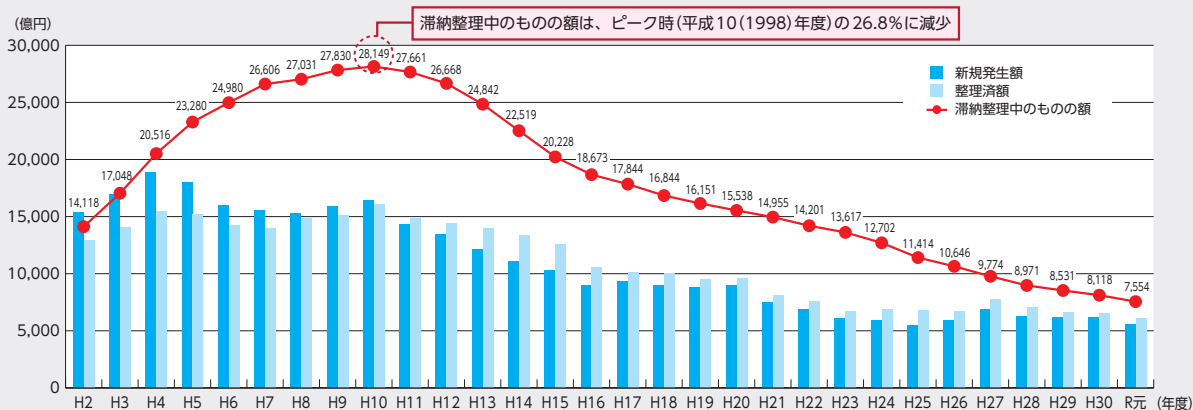
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の 26.8% に ～

令和元(2019)年度末の滞納整理中のものの額は 7,554 億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約 8 千億円と依然として高水準
→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、滞納者の事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置の適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠ぺい等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

◎ 令和2(2020)年度告発事例

親族名義口座へ入金することなどにより滞納処分を免れた事案を告発

滞納処分を免れる目的で、取引先から振り込まれた業務委託料の一部を現金で引き出し、親族名義の預金口座に入金することなどにより財産を隠ぺいしました。

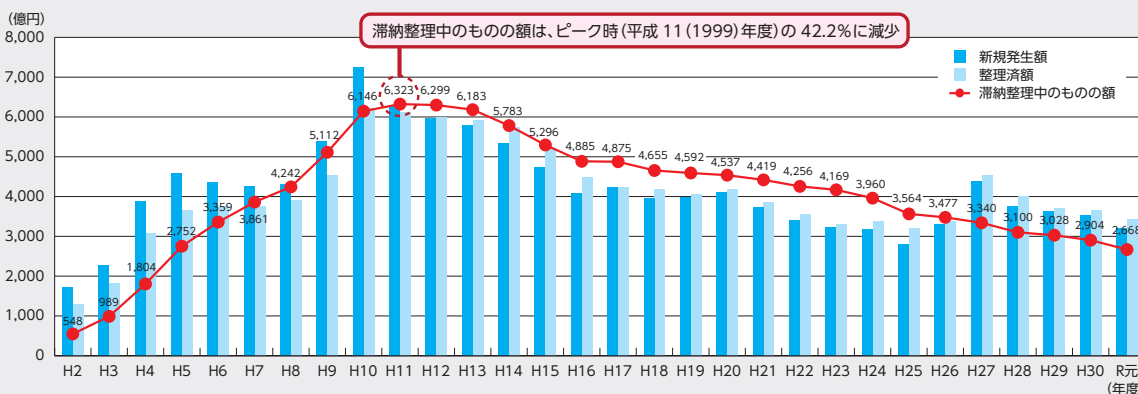
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を偽装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠ぺいなどを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。
 2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

(3) 集中電話催告センター室

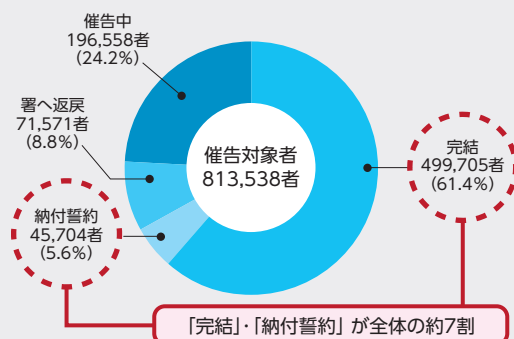
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌して、システムを活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和元(2019)年7月から令和2(2020)年6月末までの1年間で、催告対象約81万者のうち、約50万者(61.4%)が完結し、約5万者(5.6%)が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

令和元(2019)年7月から令和2(2020)年6月末までに電話催告の対象となった813,538者のうち、完結に至ったのは499,705者となっています。



(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約300物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、公売を実施しています。

公売には、入札又は競り売り(オークション)による方法がありますが、このうち、民間のオークションサイトを利用した方法として、インターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

令和2(2020)年度は、5回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約300物件が売却され、その売却総額は約1億円となっています。

■ 令和2(2020)年度にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務をシステムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,156万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外の財産を的確に把握 ～

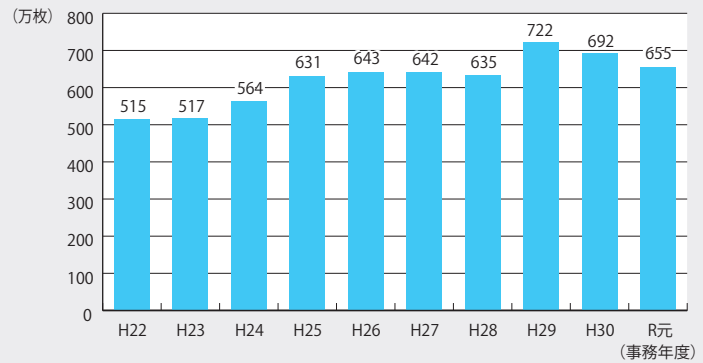
国税庁では、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行)。

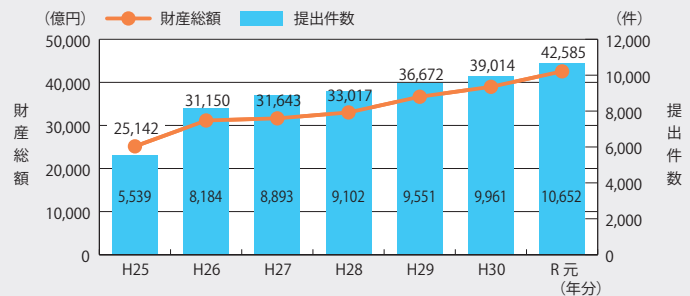
■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行)。

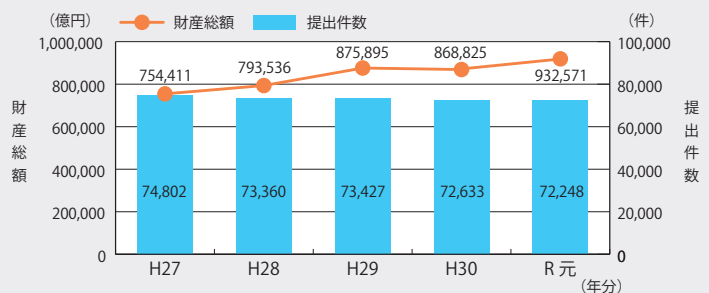
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

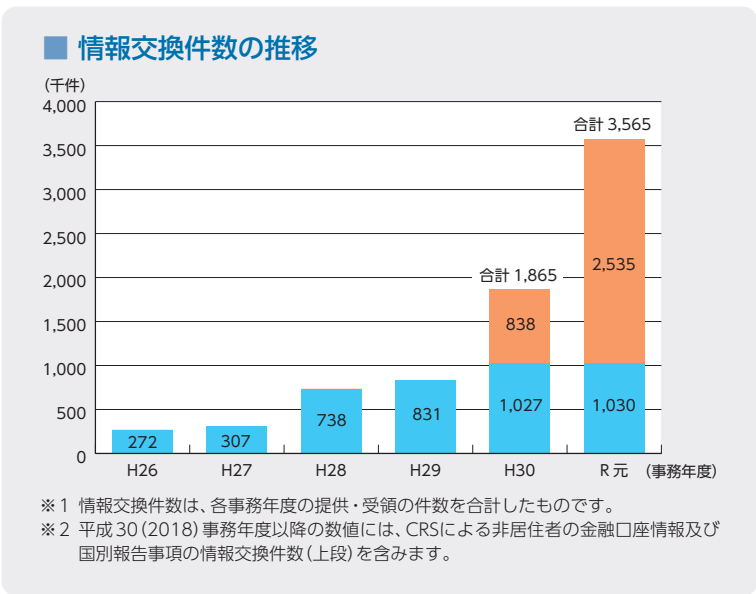
その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産又は合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行)。

■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和3(2021)年4月現在、79の租税条約等¹(143か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。



ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高など)を税務当局間で定期的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されました。現在までに、100を超える国・地域がこの枠組みに基づく情報交換に参加しており、今後も参加国・地域の増加が見込まれています。

我が国も、平成30(2018)年から、諸外国の税務当局との間で、この枠組みに基づく情報交換を毎年、実施しています。国税庁としては、受領した情報について、資産残高の増減等にも着目し、また、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	平成30事務年度		令和元事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	445,919	15	1,630,421	10	74,770	11	373,870
北米・中南米	15	41,995	19	96,288	9	6,261	11	33,526
欧州・NIS諸国	40	232,492	41	299,313	35	8,895	38	64,129
中東・アフリカ	8	24,580	11	32,755	4	229	5	2,174
合 計	74	744,986	86	2,058,777	58	90,155	65	473,699

1 ここでの租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、海外に預金口座を保有していることを把握し、その預金から発生した利子が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実が判明

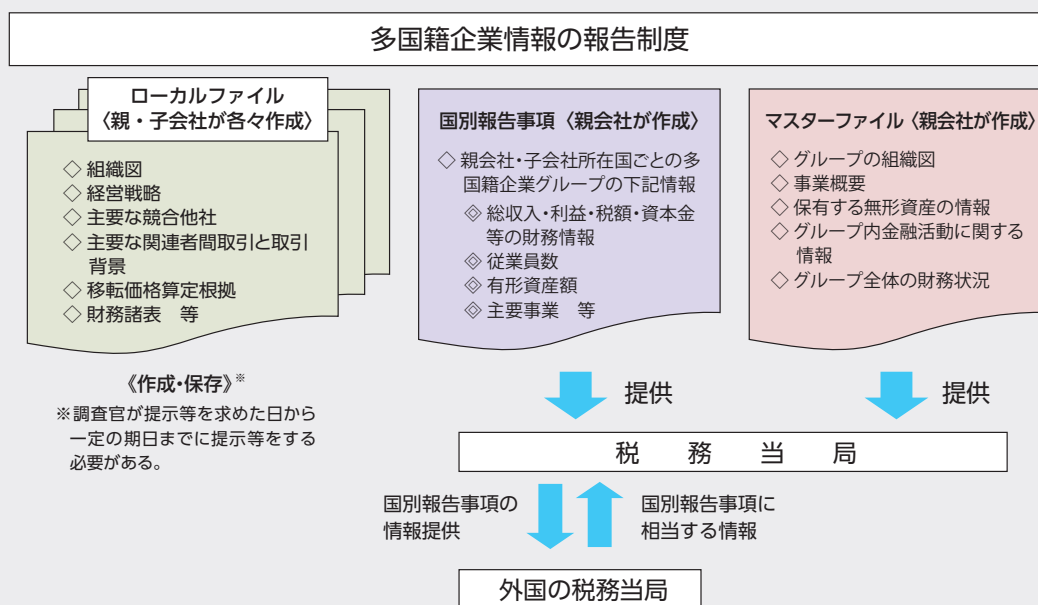
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28(2016)年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(国別報告事項)、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(事業概況報告事項(マスターファイル))及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格(第三者間の取引価格)を算定するための詳細な情報(ローカルファイル)を税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられました¹。

このうち、①国別報告事項は、各国が租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社の居住地国にある税務当局に提供することとなっており、我が国では、令和元(2019)事務年度において、44の国・地域の税務当局から1,751件の情報を入手する一方、52の国・地域の税務当局に844件の情報を提供しました。

また、③ローカルファイルは、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人が確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされており、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、全国の国税局に設置されている重点管理富裕層プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間はずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm>)をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、平成28(2016)年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されました。令和3(2021)年4月現在、我が国を含む139の国・地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論に加え、直近では経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する解決策についての議論なども行っています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、令和3(2021)年4月現在、162の国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

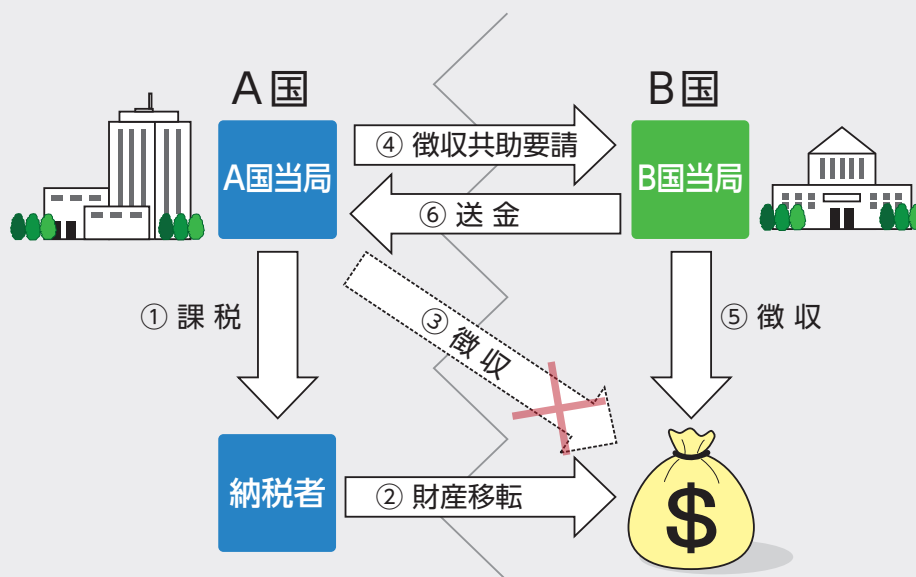
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

国税庁ホームページ「Web-TAX-TV」

<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>

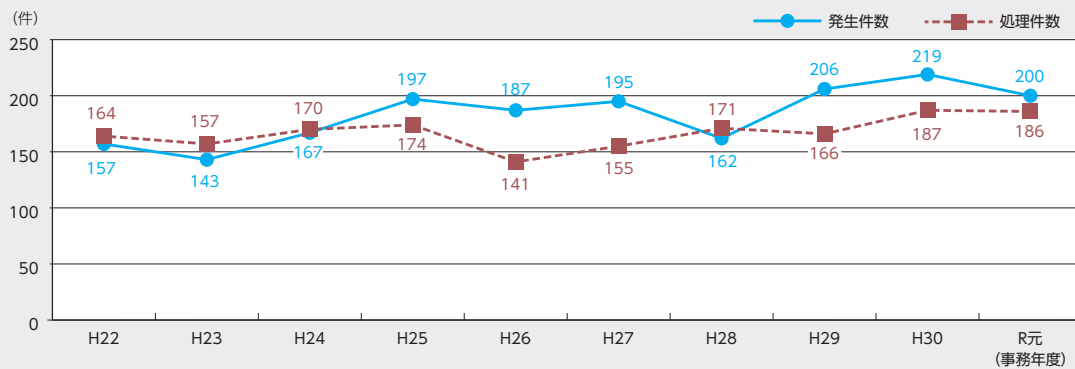
¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め130の国・地域において発効しています(令和3(2021)年6月1日現在)。

八 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。また、新興国に対しては積極的に技術協力を実施し、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手續や進め方に関する知識や優れた取組なども共有しています。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



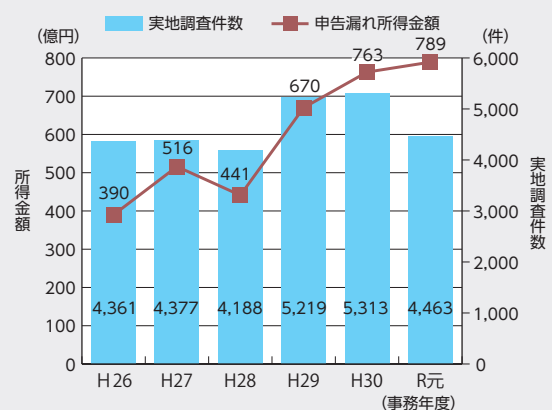
※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

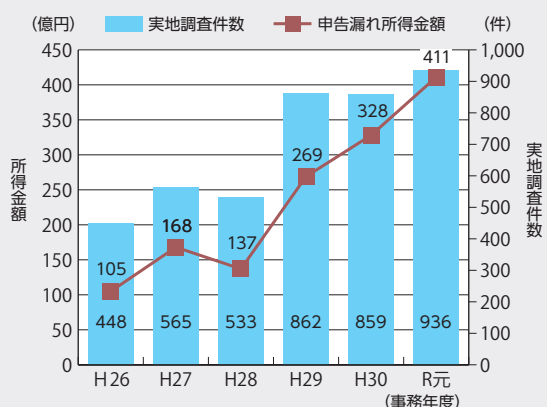
国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

■ 富裕層に対する所得税調査実績

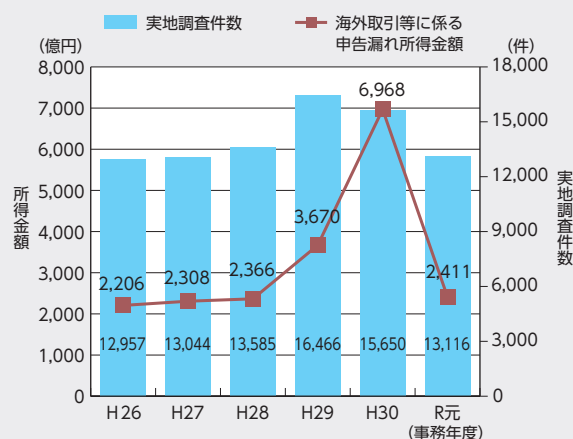


1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手續です。
 2 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。
 3 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等について税務当局が確認を行うことです。
 4 相互協議の担当者数は、平成22事務年度には33名でしたが、令和2事務年度は46名まで増加しています。また、令和元事務年度の協議回数・日数は31回・97日でした。

■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査実績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査実績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 家族名義により海外の金融機関で資産運用を行い、その資産運用益で得た所得について申告を行っていない事実を把握
- 外国法人からのコンサルティング報酬の振込先として海外口座を利用し、その報酬について申告を行っていない事実を把握

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、政府開発援助(ODA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受入れや海外への講師派遣が困難であったことから、令和3(2021)年度に延期をせざるを得なかったものもありますが、Web会議システムを活用するなどして、できる限り多くの研修を実施できるよう努めました。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和2(2020)年度は、インドネシア及びラオスに対してWeb会議システムを利用して講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和2(2020)年度は、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、ラオスで職員が活動しました。

2 国内研修の実施

(1) 国際税務行政 (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級がありますが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されました。

(2) 国別研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。令和2(2020)年度は、アフガニスタンに対してWeb会議システムを利用して実施されました(計15名が参加)。

(3) アジア国際課税

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和2(2020)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生9名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国際税務行政 (ISTAX) (一般)	国数	15	15	14	16	—
	人数	15	15	14	16	—
国際税務行政 (ISTAX) (上級)	国数	8	9	9	11	—
	人数	10	9	9	11	—
国別研修	国数	4	4	6	3	1
	人数	96	79	86	32	15
アジア国際課税	国数	7	6	5	7	—
	人数	11	12	7	7	—
国税庁実務研修	国数	9	11	11	12	7
	人数	15	15	17	15	9

～ アジア太平洋地域における租税・金融犯罪への取組～

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対応する必要性が高まっていることから、OECDが中心となって、国税査察官をはじめとする各国の租税犯罪調査官等を対象にした租税・金融犯罪調査アカデミーが世界各地域で開講され、租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修が行われています。

こうした状況を踏まえ、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とする「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」を令和元(2019)年5月に税務大学校和光校舎で開講し、令和2(2020)年度末までにオンライン形式での開催を含め、計6回研修を開催しました。今後もOECDと協力して同アカデミーの研修を定期的に行い、開発途上国職員の調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献していきます。

(2) 国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟37か国及び非加盟16の国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和2(2020)年12月には、第13回会合がオンライン形式で開催され、新型コロナウイルス感染症の流行への対応や税務行政のデジタル化等について意見交換が行われました。

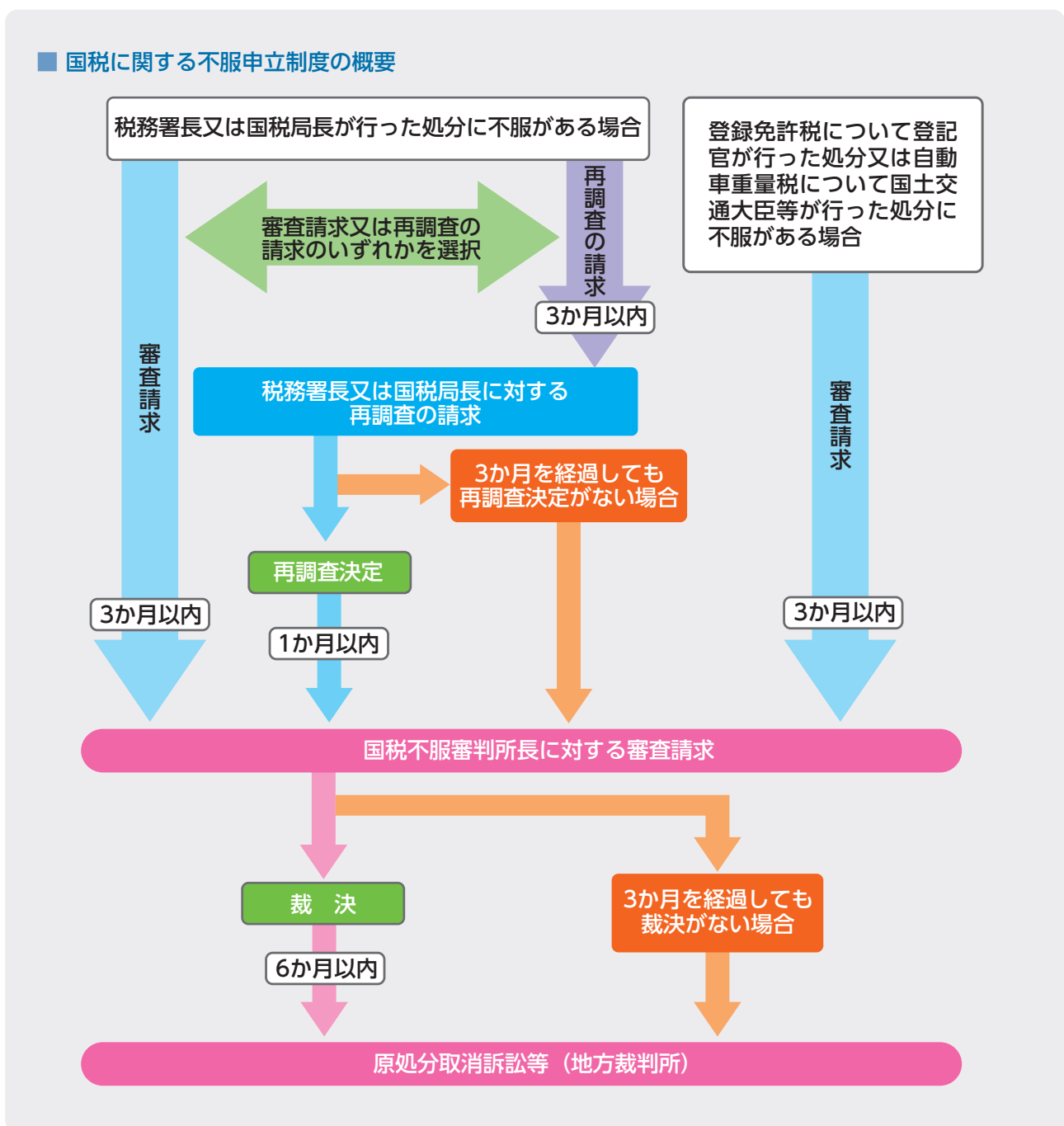
ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。令和2(2020)年の年次会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となりました。

～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、その処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。



(1) 再調査の請求

～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、(1)の再調査の請求を経ずに行うことができ、また、再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を特定任期付職員として採用しています。

審査請求がされた場合には、主張の整理・争点の明確化をした上で、審査請求人や税務署長などから提出された証拠書類等の内容を十分に検討するとともに、自ら調査を行うことにより、適正かつ迅速に処理するよう努めています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

(3) 訴訟

～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応し、税務行政に生かしていくことが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ確かな対応に努めています。また、平成13(2001)年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和2(2020)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は99.9%となっています。
 なお、同年度における再調査の請求処理件数は999件(課税関係957件、徴収関係42件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は10.0%です。

ロ 審査請求

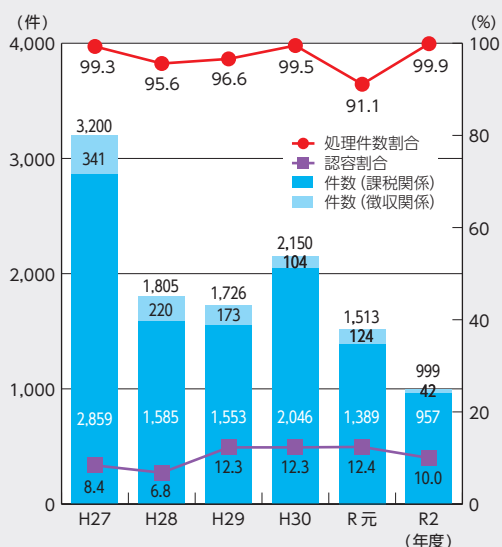
- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和2(2020)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は83.5%となっています。
 なお、同年度における審査請求処理件数は2,328件(課税関係2,177件、徴収関係151件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより請求の全部又は一部が認められた割合は10.0%です。

ハ 訴訟

訴訟については、令和2(2020)年度における終結件数は180件(課税関係157件、徴収関係21件、審判所関係2件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は7.8%となっています。

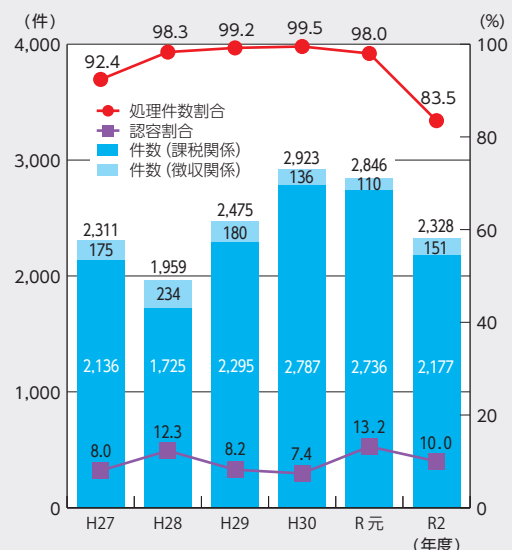
※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁判事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(<https://www.kfs.go.jp>)などを通じて提供しています。

■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数



- ※ 1 計数は、令和3(2021)年4月末の速報値です。
- ※ 2 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案のほか、令和2(2020)年度は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。
- ※ 3 平成27(2015)年度については、改正前の「異議申立て」の処理件数及び処理件数割合となります。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



- ※ 1 計数は、令和3(2021)年4月末の速報値です。
- ※ 2 平成29(2017)年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。

～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。

酒類業は、歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきたほか、近年では、地方創生やクールジャパンとして新たな価値を創出しており、その発展は地域経済や日本経済の活性化等に寄与するものです。

こうした観点から、国税庁においては、酒類業の事業所管官庁として、個々の酒類業者や業界団体等のニーズや課題等の把握に努めるとともに、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興のための取組を強化していきます。

一方、酒類は致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であることから、社会的要請に応えるための取組にも適切に対応しています。

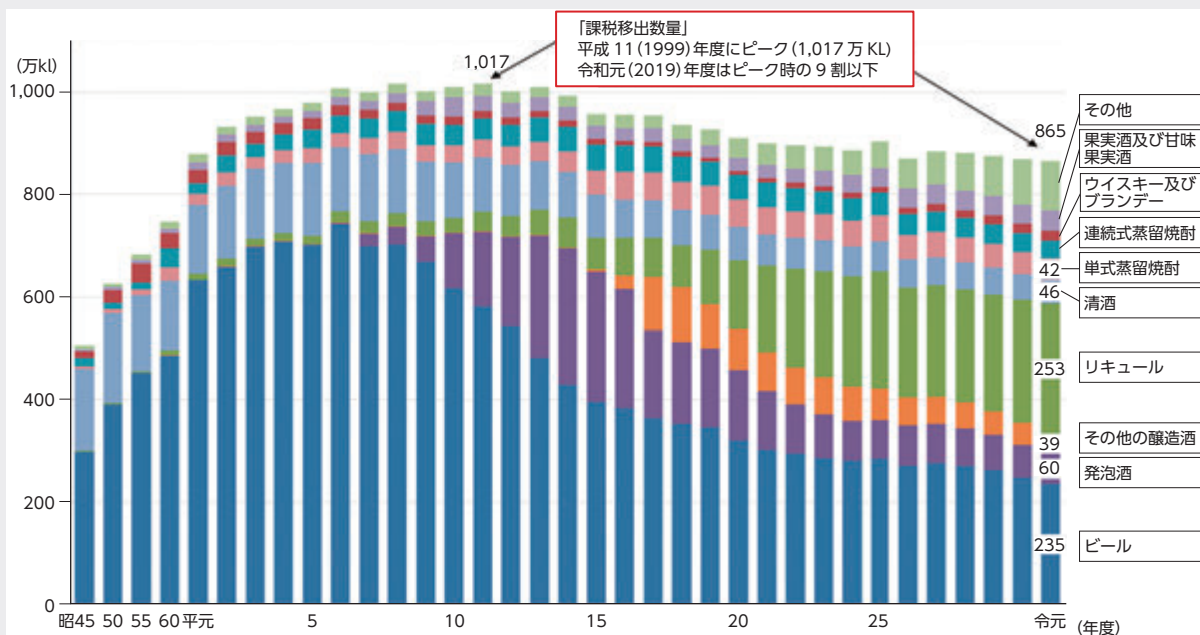
1 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税移出数量は平成 11 (1999) 年度をピークとして減少してきています。各酒類の課税移出数量の構成比率の推移を見ると、近年、その構成が大きく変化していることが分かります。

特にビールの課税移出数量が大きく減少していますが、これは、ビールから低価格の発泡酒やチューハイ、ビールに類似した酒類(いわゆる「新ジャンル飲料」)に消費が移行していることが一因と考えられます。

■ 課税移出数量の推移



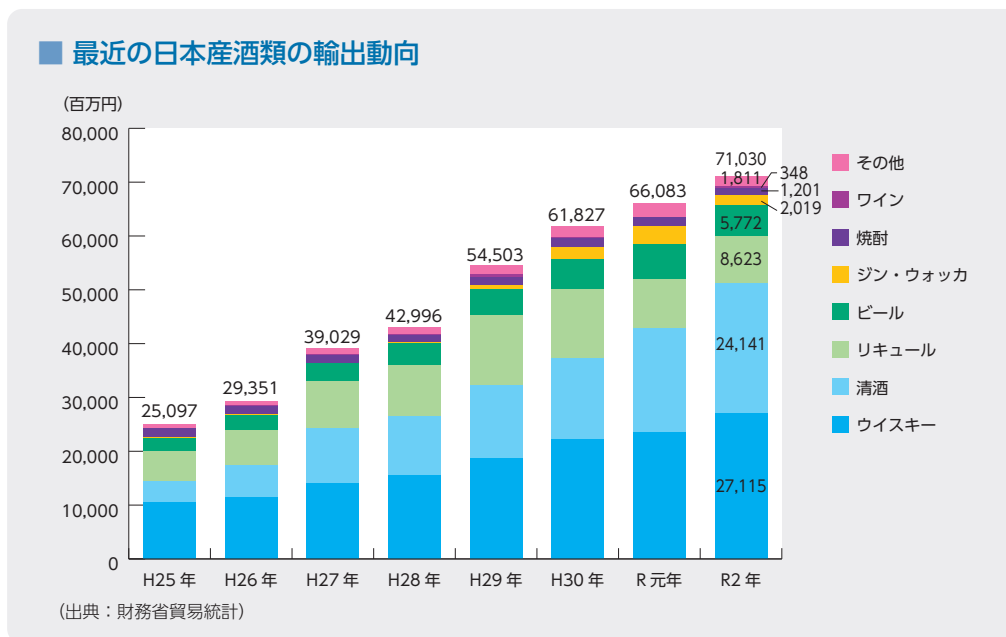
(出典：国税庁統計年報)

酒類業界の大半は中小企業ですが、商品の差別化、高付加価値化、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種やスタートアップ(新規事業の立ち上げ)、更には外国人が我が国の酒類業界に参入する動きも見られます。

(2) 日本産酒類の輸出の状況

海外に目を向けると、日本産酒類は、近年、国際的なコンクールで受賞するなど、世界的な評価が高まっています。

このような中、日本産酒類の輸出金額は、令和2(2020)年は約710億円(対前年7.5%増)となり、9年連続で過去最高を記録しました。



(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に令和2(2020)年4月以降は、国内では、飲食店を中心に酒類消費が一段と減少しました。一方、輸出については、欧米を中心に一時大幅に落ち込んだものの、同年8月以降回復し、同年の合計輸出金額はプラスに転じました。

■ 酒類の国内消費動向(令和2(2020)年)

(単位：前年同期比増減率、%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
家庭消費	+5.2	+12.5	+9.5	+22.5	+26.9	+17.4	+12.2	+11.7	+5.9	+22.1	+14.2	+8.2	+13.6
飲食店消費	+16.1	+12.3	▲51.9	▲90.0	▲88.0	▲62.5	▲52.6	▲63.6	▲53.3	▲35.9	▲57.2	▲81.7	▲52.7
家庭+飲食店消費	+9.5	+12.5	▲13.6	▲17.1	▲9.0	▲6.3	▲7.0	▲10.2	▲9.5	+2.9	▲10.2	▲24.1	▲8.1

(出典：総務省統計局「家計調査」(2020年)〔「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】〕)

2 国税庁の取組

～ 酒類業の振興 ～

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、各種支援事業や環境整備に取り組んでいきます。また、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題については、行政として適切に対応を図ります。更に、中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造業の技術力の強化を支援していきます。

(1) 国内消費回復の取組

① 酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食店を中心に酒類の国内消費が大きく減少したことから、酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーションを、各業界と連携して実施しました。

イ 日本ワインフェア

日本ワインの消費の回復や販路の拡大を図り、国内需要を喚起させるため、全国のレストランをオンラインでつないだ分散型セミナーを実施しました。

また、消費者がより身近に日本ワインを感じることができるよう、ウェブサイト「日本ワインファンサイト」(<https://nihonwine-fun.nta.go.jp>)を公開し、日本ワインの情報発信等を行っています。

ロ クラフトビール・オンラインフェス

クラフトビールの消費回復・拡大と生産地域・周辺産業の活性化を図るため、その魅力を伝えるメーカーと消費者の間のオンラインによるコミュニケーションイベントを実施し、クラフトビールの認知度向上並びにインターネット販売及び料飲店テイクアウトの利用促進を図りました。

ハ 街の酒屋さん 魅力再発見キャンペーン

地域の酒屋が地元の酒類の魅力や特色を伝えるとともに、試飲等を通じて消費者の関心を高めるための酒販店フェアを実施しました。

二 全国酒類製造場のオンライン・マップへの登録

消費者が酒類製造場に関する情報にアクセスしやすい環境を整備して消費者の日本産酒類に対する興味関心を喚起し、日本産酒類の消費回復を図るため、掲載を希望した酒類製造場の詳細情報をインターネット上のマップに登録・表示しました。

② 酒類業構造転換支援事業費補助金(フロンティア補助金)の創設

酒類業は、国内需要の減少や酒類業従事者の減少・高齢化等の構造的課題に直面しており、これらの構造的課題に対応するためには、酒類事業者の経営改革、酒類業の構造転換を促進することが必要です。

このような観点の下、令和2(2020)年度第3次補正予算において、「酒類業構造転換支援事業費補助金(フロンティア補助金)」を創設し、商品の差別化、販売手法の多様化、ICT技術の活用に関する新規性・先進性のある取組に対し、補助を行うこととしています。

(2) 海外需要の開拓

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2(2020)年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、酒類について、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目が輸出重点品目とされ、品目ごとのターゲット国、輸出目標等を定めました。農林水産物・食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする政府目標の達成に向け、本戦略を踏まえ、この3品目を中心として、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組むこととしています。

イ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

EPA等の国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示(GI:Geographical Indication)の保護等を求めています。

平成31(2019)年2月に発効した日EU・EPA¹では、EUに対する日本産酒類の輸出について、①全ての酒類の関税即時撤廃、②「日本ワイン」の輸入規制の緩和、③単式蒸留焼酎の容量規制の緩和、④EU域内における酒類の地理的表示の保護を実現しました。

令和2(2020)年1月に発効した日米貿易協定では、米国は、①ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進めること、②米国での日本産酒類の10の地理的表示の保護に向けた検討手続を進めること、③米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化、④米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビューを行うことについて約束しました。このうち、蒸留酒の容量規制が、令和2(2020)年12月に緩和され、四合瓶や一升瓶等での米国内での流通が可能となりました。

令和3(2021)年1月に発効した日英包括的経済連携協定(日英EPA)では、酒類の関税撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、地理的表示の保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制緩和の拡充を実現しました。

令和2(2020)年11月に署名した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定では、日本が初めてEPAを締結する中国・韓国から清酒等の関税の段階的撤廃を獲得しました。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制²については、引き続き、科学的根拠に基づき撤廃を求めています。

ロ 輸出手続の迅速化・簡素化

日本から輸出する酒類の通関に際して国税当局が発行する証明書の提出を求める国がある場合には、迅速な発行に努めています。

令和元(2019)年9月には、輸出証明書の発行手続の迅速化の観点から、各種証明書の申請から発行までの事務手続の見直しを行いました。

令和2(2020)年4月には、酒税における輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書について、税務署長への提出が不要とされ、当該手続が簡素化されました。また、令和3(2021)年4月から、事業者の利便性向上のため、証明書の申請及び発行を一元的にできる輸出証明書発給システムを導入し、インターネットによる申請を可能としました。

1 日本と欧州連合(EU)との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)」であり、物品の貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全23章からなる包括的な協定です。

2 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された酒類に対する輸入規制に対しては、関係省庁、独立行政法人酒類総合研究所等と連携して、規制の解除・緩和に向けた働きかけを行っています。その結果、これまでに、EU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦(ドバイ・アブダビ)、ブルネイ、シンガポール、モロッコ及びエジプトにおいて、酒類に対する輸入規制が解除・緩和されています(令和3(2021)年5月末現在)。

八 販路開拓支援

海外の大規模展示会への出展や、海外バイヤーの招へい・商談会を通じ、酒類事業者等と海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングを支援しています。

令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外バイヤーとの対面による商談が実施できなかったことから、「オンライン商談会」を中国、香港など11か国・地域のバイヤーとの間で行いました。

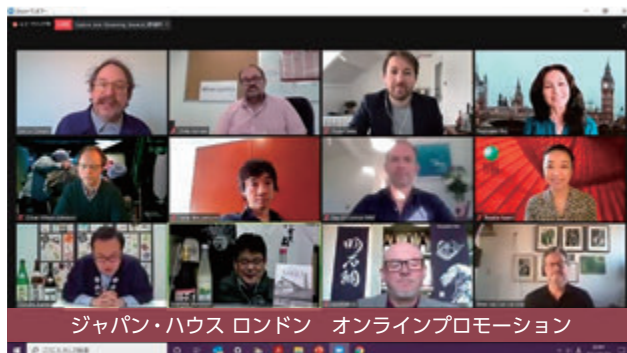
国内では、輸出に意欲的に取り組もうとする酒類製造業者等と、輸出商社・卸とのビジネスマッチングのほか、各種支援メニューを総合的に提供する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、輸出に関するセミナーやビジネスマッチングをオンラインを中心に、計13回開催しました。



二 国際的プロモーション

国際的イベント等におけるプロモーションや海外の酒類専門家の酒蔵等への招へい等により、日本産酒類に対する国際的な認知度向上に取り組んでいます。

令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来が困難なため、オンラインを活用し、令和3(2021)年2月に英国・ロンドンのジャパン・ハウスと連携して、日本酒をテーマに現地酒類事業者を対象にしたプロモーションイベントを開催し、日本酒の認知度や理解の向上に取り組みました。



(3) ブランド化・酒蔵ツーリズムの推進

令和2(2020)年度には、日本産酒類の高付加価値化やインバウンド需要の開拓を図る施策として、海外のニーズを踏まえたブランド戦略の構築や、酒蔵を含む観光資源の組合せによるインバウンド消費拡大を目指す取組についてのモデル事例の構築を支援し、有効な手法等の調査・実証分析を行いました。また、その結果を公表するとともに、令和3(2021)年度においては、これらの取組を補助事業化し、酒類事業者の主体的な取組を促進することで、業界全体でのブランド化及び酒蔵ツーリズムの推進を図っています。

イ 日本酒の輸出用裏ラベルの作成・周知

令和元(2019)年8月に、JFOODO(日本食品海外プロモーションセンター)の協力により、海外の消費者が日本酒を理解しやすく、相互に比較しながら選択しやすいよう、輸出用の「標準的裏ラベル」と「表記ガイド」を作成し、事業者や業界団体に周知しています。

令和3(2021)年4月に、JFOODOが開発した「標準的裏ラベルデータ制作システム」の活用も含め、「標準的裏ラベル」のより一層の普及に向け取り組んでいます。

コラム
8

日本産酒類のブランド化・酒蔵ツーリズム推進事業

令和2(2020)年度、酒類業界全体のブランド化及び酒蔵ツーリズムを推進するため、日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組について、モデル事例の構築に有効な手法の調査・実証分析を行い、その結果を公表しました。

令和3(2021)年度には、これらの結果も踏まえ、補助事業化して、引き続きブランド化や酒蔵ツーリズムの推進に意欲のある事業者を支援することとしています。

日本産酒類のブランド化・酒蔵ツーリズム推進事業 実施概要

■日本産酒類のブランド化推進事業

本事業では24テーマで実施した取組について、事業者の海外展開のステージや取組内容に応じて課題を類型化し、それらの課題に対する解決策について方向性を示しました。

	対応バリューチェーン	課題仮説	解決策の方向性
(1) 認知度の向上とわかりやすい情報	開発 → 消費 法制度	<ul style="list-style-type: none"> 海外消費者に対して認知されるためのプロモーション・情報発信のあり方確立 どのようなターゲット(国・消費者)に対してプロモーションすべきかなどを見極める 	<ul style="list-style-type: none"> 各国市場の特性に応じた製品開発 各国のユーザー層を設定した上で、発信すべき情報の取捨選択
(2) 販路開拓の推進	開発 → 流通 → 消費	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンサー・著名人との協働可能性検証 輸出業務対応、インポーターなどのロジ整備 	<ul style="list-style-type: none"> 現地事業者とのマッチング推進 販売拡大における水先案内人の設定 配送や海外現地側キャッチャーの設定
(3) 適切な品質管理の確保	開発 → 製造 → 流通	<ul style="list-style-type: none"> 海外向けの品質の見極め 輸送品質及びコスト増につながらない輸送のあり方の検討 EC等の活用可能性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 製造から流通までの品質管理体制の構築 ECや小口配送などが可能な担い手を確保し、コスト増を抑制
(4) ブランディングの推進	開発 → 製造 → 流通 → 消費	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じたプロモーション手法の選択 製法・原料・担い手などコーポレート・コミュニケーションのあり方確立 マーケティング活動のあり方確立 	<ul style="list-style-type: none"> 認知、需要喚起、拡販のフェーズにおけるマーケティングプランの実行 エッジを効かせるための現地パートナーシップの実現と実行
(5) 表示ルールの在り方	開発 → 流通 法制度	<ul style="list-style-type: none"> 消費者(一般・プロ双方)に対して適当な表示・尺度のあり方確立 ラベル等の表示ルールの海外仕様の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体等を通じたラベル・表示制度の開発と統一 海外有識者との協働による権威付けの実行

■酒蔵ツーリズム推進事業

本事業では16テーマで実施した取組について、テーマごとに「酒蔵ツーリズム」を成立させる要件や、成功に向けての視点などを整理し、今後の発展に向けての考察を行いました。

【酒蔵ツーリズムへの発展に向けた各段階で求められる取組】

【点】：【酒蔵】地域資源の磨き上げ

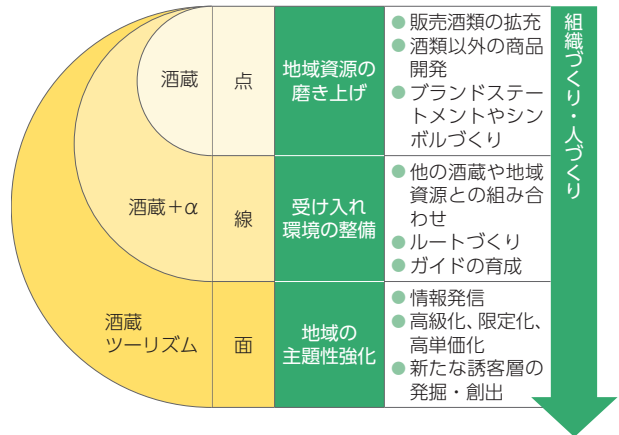
最初に取り組むことは、酒蔵ツーリズムにおいて最も重要な地域資源である、酒蔵そのものの磨き上げである。例えば、酒蔵で販売する酒類の拡充や、酒類以外の商品開発、それらが物語るブランドステートメントや、商品に共通して掲示するシンボルをつくること等が挙げられる。

【線】：【酒蔵+α】受け入れ環境の整備

次に、他の酒蔵(「点」)や、地域資源と組み合わせるルート(「線」)をつくることで、受け入れ環境の整備を進める。その際、それぞれの受け入れ環境に特有の「物語」を伝えるため、ガイドの育成なども求められる。

【面】：【酒蔵ツーリズム】地域の主題性強化

そして、複線化(「面」)や、受け入れ地域の主題性強化によって、「物語」を紡ぎ出し、他の酒蔵ツーリズムとの差別化や、地域内での協調と競争による魅力向上が求められる。特に、酒蔵ツーリズムへの参加者による動向や反応を丁寧に拾うことで、これまでには気づかなかった新たな地域の魅力の発見につながったり、強化すべき主題性の発掘に結びついたりする可能性がある。

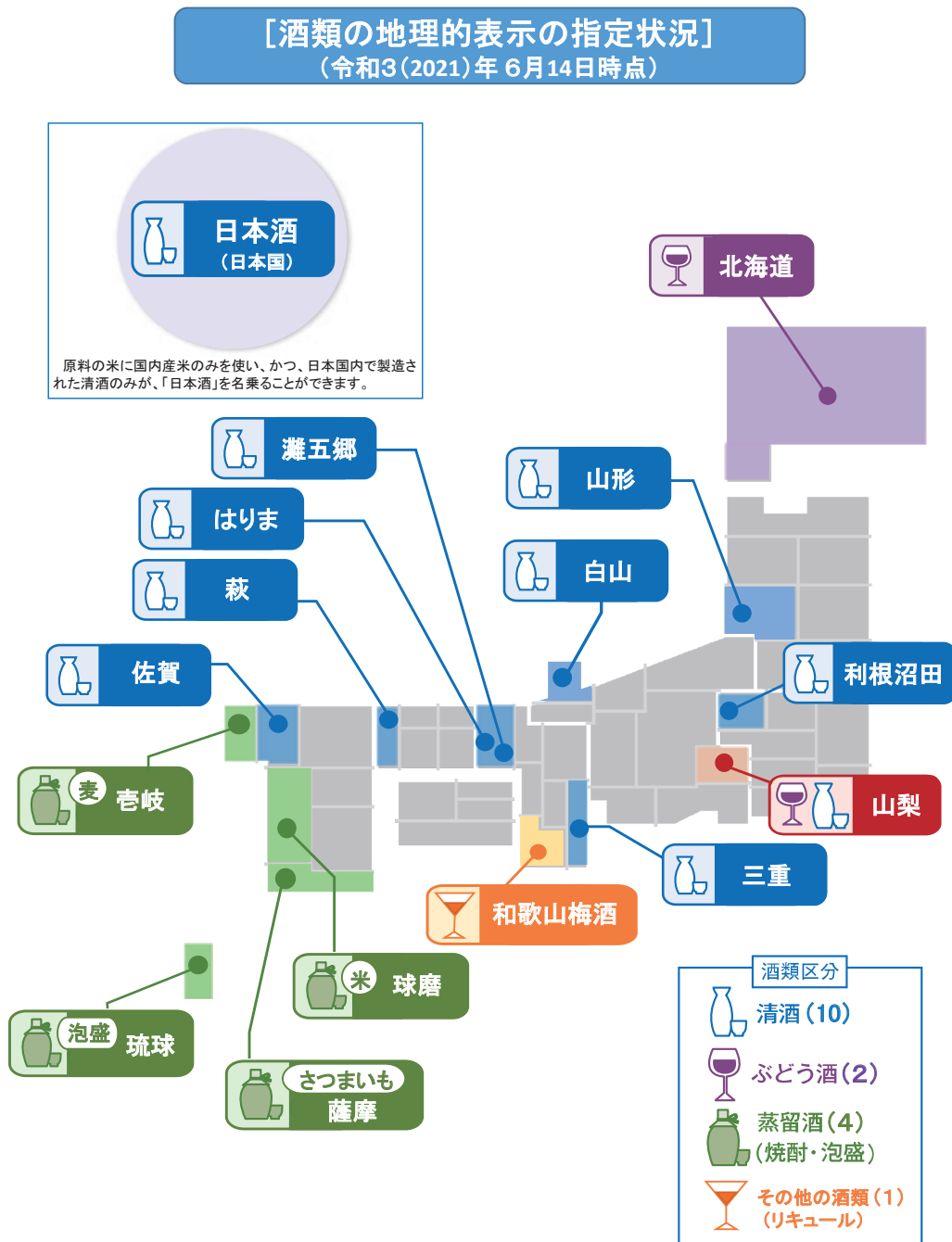


□ 地理的表示 (GI) の普及拡大

地理的表示 (GI) 制度は、酒類や農産品について、ある特定の産地ならではの特性 (品質、社会的評価等) が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名 (地域ブランド名) を独占的に名乗ることができる制度です。

国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り組んでおり、地理的表示の指定に向けた相談等に対しては、説明会・セミナーの実施、パンフレット等広報媒体の作成等による支援を行っています。

令和3(2021)年6月14日時点で17の地理的表示を指定するとともに、消費者等の認知度の向上に向けたシンポジウム等を開催しています。



注 地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

ハ ワインの表示ルールの定着のための取組

従来、国内では、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワインとの違いが分かりにくいという問題がありました。

こうした状況から、国税庁において、日本ワインの定義などを定めた「果実酒等の製法品質表示基準」(ワインの表示ルール)を策定し、平成30(2018)年10月から施行されています。

(参考 <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/kajitsushu/index.htm>)

また、日本ワインの消費者向けシンポジウムや業界団体や研究機関を集めた情報交換会なども開催しています。

こうした表示ルールの定着により、日本ワインのブランド価値の向上を図ります。

コラム



ジャパニーズウイスキーの表示に関する自主基準制定について

ウイスキー製造業者が加入している日本洋酒酒造組合が、国内外の消費者の適正な商品選択に資することで消費者の利益を保護し、事業者間の公正な競争を確保するとともに品質の向上を図ることを目的として、「ジャパニーズウイスキーの表示に関する自主基準」を制定し、令和3(2021)年4月1日から運用を開始しています。

当該自主基準においては、次の定義に該当するウイスキーについて、「ジャパニーズウイスキー」と表示することができます。

■ジャパニーズウイスキーの定義*

原材料	麦芽(必須)、穀類、日本国内で採水された水
製法	製造 糖化、発酵、蒸留は、日本国内の蒸留所で行うこと
	貯蔵 内容量700リットル以下の木製樽に詰め、当該詰めた日の翌日から起算して3年以上日本国内において貯蔵すること
	瓶詰 日本国内において容器詰めし、充填時のアルコール分は40度以上であること
	その他 色調の微調整のためのカラメルの使用を認める

※ 令和3(2021)年3月31日以前に事業者が販売するウイスキーについては、令和6(2024)年3月31日までの間、従前の表示を認める経過措置が設けられています。

今般制定・施行された自主基準が適切に運用されることにより、ジャパニーズウイスキーの国内外での信頼性が更に高まり、今後一層の需要拡大につながることが期待されます。

国税庁では、こうした業界の自主的な取組を見守りつつ、当該基準の内容が定着するよう、事業者や消費者に対して周知啓発を図るなどの側面的な支援を行ってまいります。

自主基準の詳細は、日本洋酒酒造組合ホームページ(<http://www.yoshu.or.jp>)をご覧ください。

(4) 技術支援

イ 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室(沖縄国税事務所主任鑑定官を含みます。以下同じです。)を設置しており、酒類製造者への指導や相談対応、鑑評会や研究会などの開催、酒造組合などの講習会や審査会などへの職員派遣などを通じ、酒類総合研究所の研究成果をはじめ、先端技術などの普及を推進しています。

ロ 日本酒、焼酎・泡盛などのユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組

「成長戦略フォローアップ」(令和2(2020)年7月17日閣議決定)において、「日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録を視野に調査を2020年度中に開始する」旨が盛り込まれました。また、第204回国会における菅内閣総理大臣の施政方針演説において、「日本酒・焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す」との発言がありました。引き続き、文化庁が行う醸造技術を中心とした日本酒・焼酎等に係る文化的価値についての調査に協力するとともに、その担い手となる酒蔵等と連携して、保存・活用体制の整備を図るなど、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた取組を推進します。

また、ユネスコ登録に向け、日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術に係る歴史や理念(芸術性等)に関する文献調査や杜氏等に対するヒアリング調査、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運を醸成するためのポスター、リーフレット等の作成や令和3(2021)年4月に設立された「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等とも連携した効果的な事業を行うこととしています。

ハ 酒類の品質及び安全性に関する支援

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善などに関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供などにより安全性を確認しています。

二 酒類総合研究所の取組

酒類総合研究所は、酒類業振興の技術基盤を担う機関として、新たな価値の創造に資する研究といった日本産酒類のブランド価値向上のための研究や、酒類製造の技術基盤の強化のための各種醸造微生物及び原料の特性把握等の研究等を積極的に推進しています¹。

さらに、酒類醸造講習や鑑評会を業界団体と共催し、酒類業界の人材育成等の取組を実施しています。

また、アウトリーチ活動及びオープンサイエンスを推進し、産業界、大学、公設試験研究機関等と連携した取組を実施するとともに、各地域の現状を把握している各国税局鑑定官室と密接に連携しながら醸造技術等の普及を推進しています。

(5) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援しているほか、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を行っています。

また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策(相談窓口、補助金、税制、融資等)について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

(6) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に当たっては、「酒類の公正な取引に関する基準」等を酒類事業者に周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類事業者の自主的な取組を促すとともに、酒類の取引状況等実態調査の効果的な実施に努めることにより、公正取引の確保を推進しています。また、平成28(2016)年6月に公布された酒税法等の一部改正法の規定を踏まえ、同基準の見直しについての検討を進めます。

¹ 酒類総合研究所は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの「第5期中期目標期間」において、①酒類業の振興のための取組、②酒税法等の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組をその使命とし、各種業務を実施することとしています。

(7) 社会的要請への対応

イ 資源リサイクル等の推進

食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等を通じた循環型社会の構築の観点から、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行うとともに、毎年10月を「3R¹推進月間」と定め、関係省庁と連携した啓発活動を行っています。

また、平成28(2016)年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、国税審議会酒類分科会において、ビール業界が取り組むCO₂削減目標(低炭素社会実行計画)について、評価・検証を実施しています。

ロ 20歳未満の者の飲酒防止対策

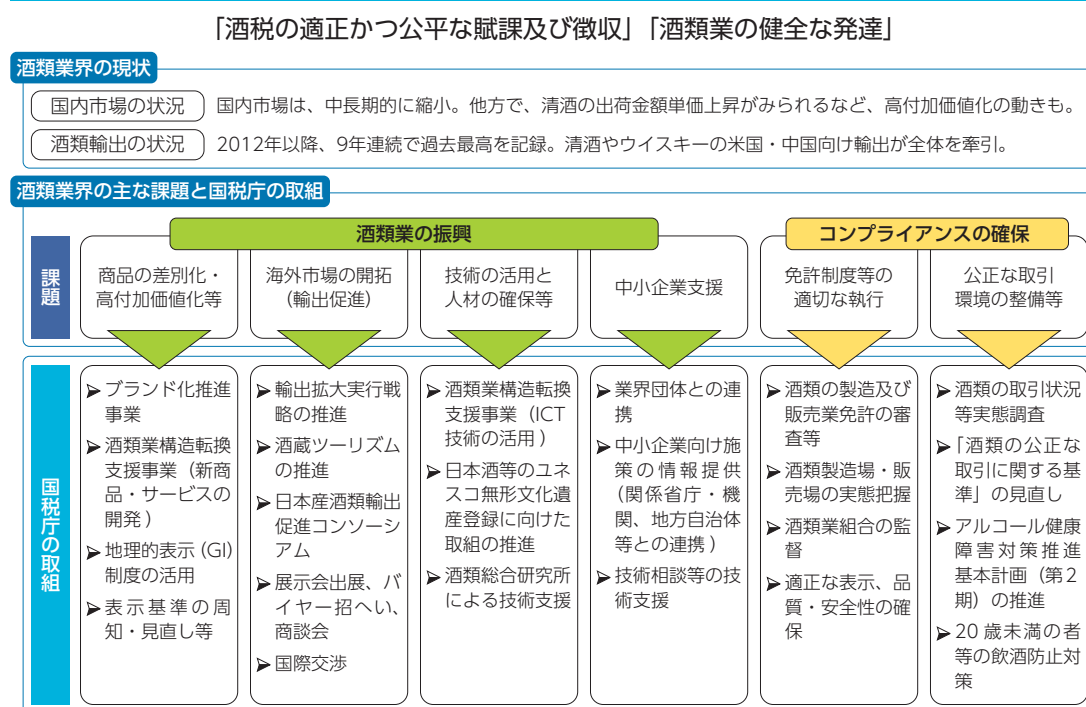
20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

また、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準(告示)」の制定や酒類販売管理研修等を通じて、酒類の適正な販売管理を確保するよう酒類業者等へ指導するとともに、関係省庁と連名で酒類販売時の年齢確認の徹底を要請する文書を酒類販売業者等に発出し、指導しています。

ハ アルコール健康障害対策

アルコール健康障害対策基本法(平成26(2014)年6月施行)に基づき策定された第2期の「アルコール健康障害対策推進基本計画」(令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月)などを踏まえ、関係省庁、酒類業団体とも連携・協力しながら、20歳未満の者の飲酒防止対策やアルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進します。

酒類行政の基本的方向性 ～主に産業振興の観点から～ (概要)



国税庁の取組についての詳細は、国税庁ホームページの「酒のしおり」(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/01.htm>)をご覧ください。

¹ Reduce(リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再利用)の頭文字のRのことで。

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るといった公共的な使命を負っています。

令和3（2021）年3月末現在で、全国で79,404人の税理士が登録を受け、また、4,356の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）は、たとえ無償であっても税理士等でない者¹は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談や税理士の信用又は品位を害する行為の禁止など、種々の義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等が提供するサービスを利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士等に依頼したり、助言を受けたりするケースが多く、税理士等は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、下記(1)や(2)などがあります。

(1) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明らかにすることにより、納税義務の適正な実現に資するとともに、国税庁としてもこれを尊重することにより円滑な税務行政の運営を図る趣旨から設けられているものです。

具体的には、税理士等は、申告書の作成に関して計算等した事項や相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、税務署等の担当者は、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

(2) e-Taxの利用促進

～ 申告手続等の電子化の実現に向けた連携・協調 ～

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が極めて大きいことから、国税庁では、日本税理士会連合会と定期的にe-Taxに関する意見交換を行い、ユーザー目線の改善意見を聴取するほか、国税庁からe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うなど、申告手続等の電子化の実現に向け、税理士会等と連携・協調を図っています。

また、e-Taxを利用することのメリットを税理士等が十分理解し、e-Taxをより一層利用していくことが社会全体のコスト削減に寄与することを踏まえ、日本税理士会連合会が進める全税理士による電子申告の利用に向けた税理士会等の取組に対して、国税庁として積極的に協力していきます。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士等に対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等や、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士等に対して行った懲戒処分等は、官報公告に加えて国税庁ホームページでも公表しています。

■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

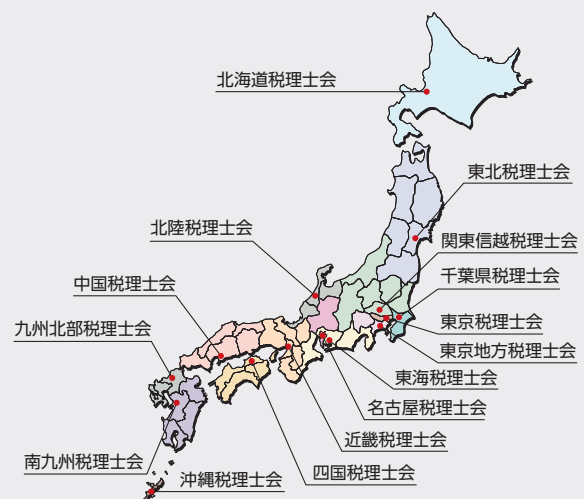
(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
件数	39	38	51	43	22

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ (<https://www.nichizeiren.or.jp>) をご覧ください。



※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。
 「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。
 表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入・予算

【令和元(2019)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額	
		(総計に占める割合)	
	百万円	百万円	百万円
源泉所得税	15,740,000	15,937,487	(25.6)
申告所得税	3,324,000	3,233,201	(5.2)
法人税	11,715,000	10,797,110	(17.4)
相続税	2,333,000	2,300,473	(3.7)
消費税	19,062,000	18,352,699	(29.5)
酒税	1,271,000	1,247,287	(2.0)
たばこ税	889,000	873,699	(1.4)
揮発油税	2,303,000	2,280,815	(3.7)
石油ガス税	7,000	6,764	(0.0)
航空機燃料税	52,000	50,802	(0.1)
石油石炭税	707,000	638,327	(1.0)
電源開発促進税	330,000	315,849	(0.5)
自動車重量税	376,000	388,058	(0.6)
国際観光旅客税	50,000	44,357	(0.1)
関税	961,000	941,216	(1.5)
とん税	11,000	10,170	(0.0)
その他 ※	-	6	(0.0)
印紙収入	1,049,000	1,023,211	(1.6)
小計	60,180,000	58,441,533	(94.0)
地方法人税	657,400	604,190	(1.0)
地方揮発油税	246,400	244,038	(0.4)
石油ガス税(譲与分)	7,000	6,764	(0.0)
航空機燃料税(譲与分)	14,900	14,515	(0.0)
自動車重量税(譲与分)	275,000	283,323	(0.5)
特別とん税	13,800	12,713	(0.0)
地方法人特別税	2,136,000	2,043,581	(3.3)
たばこ特別税	126,000	123,768	(0.2)
復興特別所得税	401,200	400,140	(0.6)
その他	-	569	(0.0)
総計	64,057,700	62,175,135	

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【令和3(2021)年度国税庁関係当初予算額】

項目	予算額
	百万円
一般経費	2,412
情報化経費	1,748
納税者利便向上経費 ^{※1}	1,077
国際化対策経費	60,025
庁局署一般経費 ^{※2}	7,263
職場環境整備・安全対策経費 ^{※3}	2,222
税制改正関係経費	1,942
税務大学校経費	166
国税不服審判所経費	1,043
酒類総合研究所経費	1,967
酒類業振興事業経費	79,867
小計	556,596
人件費	636,463
国税庁関係予算合計	

※1 「納税者利便向上経費」には、電話相談センター運用経費、国税庁ホームページ運用経費などが含まれています。

※2 「庁局署一般経費」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

※4 令和3(2021)年度予算は、政府情報システム関連予算766億円を内閣官房及びデジタル庁に一括計上後の金額です。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(令和2(2020)年分)

総人口	万人	12,571
就業者数		6,676
確定申告者数		2,249
還付申告		1,301
納税申告		657
所得者別内訳		
事業所得者		181
所得者		476
不動産所得者		106
給与所得者		258
雑所得者		81
上記以外		31

【相続税の課税状況】

(令和元(2019)年分)

死亡者の数	1,381,093人
課税対象となった被相続人の数	115,267人
納税者数(相続人の数)	295,214人
課税価格	158,021億円
税額	19,759億円

【贈与税の課税状況】

(令和元(2019)年分)

課税人員	406,092人
取得財産価額	20,007億円
税額	2,109億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(令和元(2019)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
給与所得	千件 3,543	億円 114,133
退職所得	—	2,552
利子所得等	34	3,027
配当所得	148	51,268
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	12	3,020
報酬料金等所得	2,842	11,784
非居住者等所得	35	7,150
合計	—	192,933

※1 源泉徴収義務者数は、令和2(2020)年6月末現在の計数です。

※2 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(令和元(2019)事務年度)

法人数	3,165千法人
申告件数	2,949千件
申告割合	91.1%
黒字申告割合	35.3%
申告所得金額	650,052億円
申告欠損金額	148,149億円
申告税額	115,546億円

※ 法人数は、令和2(2020)年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(令和元(2019)年度)

区分	納付	還付
申告件数	個人	1,090千件
	法人	1,867千件
	合計	2,957千件
税額	169,695億円	46,087億円

【酒類の生産状況・課税状況】

(令和元(2019)年度)

区分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清酒	366	52,263
合成清酒	26	2,459
連続式蒸留焼酎	331	74,909
単式蒸留焼酎	415	101,035
みりん	93	1,975
ビール	2,418	507,871
果実酒	95	9,557
甘味果実酒	7	785
ウイスキー	153	51,262
ブランデー	4	1,396
発泡酒	400	79,568
原料用アルコール・スピリッツ	854	68,534
リキュール	2,346	198,125
その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	392	30,727
合計	7,900	1,180,466

調査状況

【申告所得税の実地調査状況】

(令和元(2019)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 60	千件 50	億円 5,640	万円 945	億円 992	万円 166

【源泉所得税の実地調査状況】

(令和元(2019)事務年度)

件数	非違件数	追徴税額
千件 90	千件 29	億円 296

※ 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(令和元(2019)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴 税額
			1件当たり	1件当たり	
法人全体	千件 76	千件 57	億円 7,802	万円 1,023	億円 1,644
調査課 所管法人	2	2	3,202	15,335	598

【消費税の実地調査状況】

(令和元(2019)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件当たり	1件当たり
個人	千件 31	千件 26	億円 281	万円 91
法人	74	44	723	98

【相続税の実地調査状況】

(令和元(2019)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
千件 11	千件 9	億円 3,048	万円 2,866	億円 681	万円 641

【法定資料収集枚数】

(令和元(2019)事務年度)

法定資料名	収集枚数
給与所得の源泉徴収票	千枚 22,489
利子等の支払調書	9,235
配当等の支払調書	62,856
その他	275,175
合計	369,755

国際課税

【海外取引の把握状況】

(令和元(2019)事務年度)

海外取引法人等調査件数	13,116件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,636件
うち海外不正計算のあった件数	497件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,411億円
うち海外不正所得金額	183億円

【移転価格課税の状況】

(令和元(2019)事務年度)

申告漏れ件数	212件
申告漏れ所得金額	534億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(令和元(2019)事務年度)

申出件数	133件
処理件数	107件

滞納状況

【主要税目別の租税滞納状況】

(令和元(2019)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
所得税	億円 3,631	億円 1,249	億円 1,552	億円 3,328
うち 源泉所得税	1,176	310	396	1,090
うち 申告所得税	2,455	939	1,157	2,238
法人税	918	765	738	946
相続税	629	275	332	572
消費税	外 750	外 866	外 922	外 694
	2,904	3,202	3,438	2,668
その他税目	36	36	31	41
合計	外 750 8,118	外 866 5,528	外 922 6,091	外 694 7,554

※1 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

※2 各々の計数において、億円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。

査察

【査察調査の状況】

(令和2(2020)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			億円	百万円	億円	百万円
件 111	件 113	件 83	91	80	69	83

【告発事件の税目別状況】

(令和2(2020)年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		百万円	百万円
所得税	8	886	111
法人税	55	3,826	70
相続税	0	0	0
消費税	18	2,031	113
源泉所得税	2	183	92
合計	83	6,926	83

権利救済

【再調査の請求の状況】

(令和元(2019)年度)

区分	再調査請求 申立件数	新規申立件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	1,711	1,237	1,389	185	45	140	13.3%
徴収関係	139	122	124	2	1	1	1.6%
合計	1,850	1,359	1,513	187	46	141	12.4%

※1 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※2 件数には、「異議申立て」の件数が含まれます。

【審査請求の状況】

(令和元(2019)年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数①	処理済件数②	請求認容件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	4,965	2,427	2,736	369	90	279	13.5%
徴収関係	193	136	110	6	0	6	5.5%
合計	5,158	2,563	2,846	375	90	285	13.2%

【訴訟事件の状況】

(令和元(2019)年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数①	終結件数②	敗訴件数③			
				全部	一部	割合③/②	
課税関係	371	95	178	18	15	3	10.1%
徴収関係	54	21	37	3	1	2	8.1%
審判所関係	1	1	1	—	—	—	—
合計	426	117	216	21	16	5	9.7%

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税務相談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕

(令和2(2020)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・手続等	700
2	所得税	年末調整	295
3	所得税	住宅借入金等特別控除	267
4	所得税	医療費控除	231
5	所得税	申告・決算書の書き方	194

【電話相談センターの税目別相談件数】

(令和2(2020)年度)

税目	件数
所得税	3,039
法人税	206
資産税	930
消費税等	317
その他	1,333

〔タックスアンサー〕

(令和2(2020)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	2,327
2	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合(住宅借入金等特別控除)	2,055
3	所得税	所得税の税率	2,003
4	所得税	給与所得控除	1,842
5	印紙税	印紙税額の一覧表(その1)第1号文書から第4号文書まで	1,672
合計			9,899

国税庁レポート 2021

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2021年6月発行

編集・発行 国税庁

(法人番号 7000012050002)

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



詳しい情報は e-Tax ホームページへ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。